

平成 29 年度定期監察報告書

平成 30 年 3 月

国土交通省大臣官房監察官室

内容

第1 監察事項及び対象機関	4
第2 対象機関毎の担当監察官及び現地監察実施期間	6
第3 監察結果	8
I. 女性職員活躍とWLBの推進に関する取組	8
1. 報告	8
(1) 働き方改革の取組の状況	8
(2) 育児・介護等と両立して活躍できるための改革に関する取組	12
(3) 女性の活躍推進のための取組	15
2. 提示意見	22
3. 推奨事例	24
(1) 働き方改革の取組の状況	24
【タブレットPCの活用（近畿地方整備局）】	24
【ペーパーレス化による情報漏洩の防止（九州地方整備局）】	25
【定時退庁日の工夫（北陸信越運輸局）】	26
(2) 育児・介護等と両立して活躍できるための改革に関する取組	27
【外部講師を招いたWLBに関する講演会（近畿地方整備局（港湾空港関係））】	27
(3) 女性の活躍推進のための取組	28
【女性技官採用の工夫（九州運輸局）】	28
【キャリア形成支援等の工夫（四国地方整備局）】	29
II. コンプライアンスの徹底に関する取組	30
＜入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組：地方整備局、北海道開発局、国土技術政策総合研究所＞	30
1. 報告	30
(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組	30
(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組	31
(3) 機密情報管理の徹底に関する取組	32
(4) 応札・落札状況の分析に関する取組	34
(5) 全体を通じての取組状況	35
(別添) 監察対象機関毎の監察時点の取組状況	36
2. 提示意見	39
＜許認可事務等に係るコンプライアンスの徹底に関する取組：地方運輸局＞	45
1. 報告	45

(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚	45
(2) 事業者・OB等との接触・対応（発注者綱紀保持規程の遵守）	46
(3) 許認可事務に関する取組及び個人情報保護、情報セキュリティ等に関する取組	47
(4) 適切な職務執行の実施に向けて必要となる取組	48
2. 提示意見	49
Ⅲ. 災害応急対策の実施体制に関する取組	51
<地方整備局、北海道開発局、国土技術政策総合研究所>	51
1. 報告	51
(1) 災害支援業務における職務環境の整備に関する取組	51
(2) TEC-FORCE 派遣における派遣者調整等に関する取組	56
(3) 災害支援の広報に関する取組	57
(4) TEC-FORCE に関するノウハウの継承に関する取組	59
(5) TEC-FORCE 派遣に伴う予算措置	60
2. 提示意見	61
3. 推奨事例	64
(1) TEC-FORCE 等の受入れを想定した職務環境整備	64
【TEC-FORCE 受入れにあたってのマニュアル等の整備（北海道開発局、四国地方整備局）】	64
(2) 派遣職員の健康安全管理に関する取組	65
【安全対策必携の作成（北陸地方整備局）】	65
【安全対策に関する「本部長指示」と「緊急調査時の留意点」の発出（九州地方整備局）】	66
(3) 災害支援の広報に関する取組	67
【活動記録・広報を専門とする班の派遣（近畿地方整備局、九州地方整備局）】	67
【広報に関する講習会（北海道開発局、九州地方整備局、国土技術政策総合研究所）】	68
(4) TEC-FORCE に関するノウハウの継承に関する取組	69
【活動報告会等の開催（北海道開発局、北陸地方整備局、近畿地方整備局等）】	69
<地方運輸局>	70
1. 報告	70
(1) 災害支援業務における職務環境の整備に関する取組	70
(2) 災害支援の広報に関する取組	73
2. 提示意見	75
3. 推奨事例	77
(1) TEC-FORCE 等の災害派遣に関するマニュアルの整備に関する取組	77
【TEC-FORCE ハンドブックの作成（北陸信越運輸局）】	77
【リエゾン心得等の作成（九州運輸局）】	78
(2) 災害支援の広報に関する取組	79
【観光風評被害に関する広報活動（九州運輸局）】	79

(参考1) 平成29年度定期監察報告書(概要)

(参考2) 平成29年度監察基本計画

(参考3) 女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画(抜粋)

第1 監察事項及び対象機関

平成29年度監察基本計画に基づき、以下により監察を実施した。

(1) 監察事項

- ① 女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組
- ② コンプライアンスの徹底に関する取組
- ③ 災害応急対策の実施体制に関する取組

【背景及び視点】

・ 監察事項①

国家公務員については、全府省の事務次官級で構成する「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」において、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍推進のための改革」という3つの改革を柱とした「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日）が決定された。国土交通省は、同指針を踏まえ、省を挙げた取組を強力かつ継続的に推進するため「女性職員活躍とワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画」（平成27年1月29日、以下「国土交通省取組計画」という。）を策定し、これに基づいて総合的かつ計画的な取組を進めている。

この取組をより強力かつ継続的に推進するためには、女性職員活躍とワークライフバランス（以下「WLB」という。）の推進に関する取組状況に関して、例えば数値目標が設定された項目については、その達成状況等を把握するとともに、各部署が行った取組のベストプラクティスを共有する等により、その成果を全省的に展開するなど、効果的な普及のための工夫を行う必要がある。

以上の観点から、女性職員活躍とWLBの推進に関する取組について、監察を実施した。

・ 監察事項②

コンプライアンスの徹底に関する取組については、不祥事が発生する度、組織全体で累次、強化するなどして再発防止に向けて推進していたところであるが、今般、中部地方整備局の発注工事に関し、複数の職員が機密情報を漏えいするなどして収賄等の容疑で逮捕されることとなり、国土交通省に対する国民の信頼は再び大きく損なわれる結果となった。

このような状況下で国民の信頼を回復するためには、その前提として、中部地方整備局を含めた組織全体において、コンプライアンス意識の高揚が十分に図られ、機密

情報管理が徹底されているかなどのコンプライアンスの徹底状況について、特別監察における監察項目等に準じて、改めて検証することが必要不可欠である。

以上を踏まえ、研修等コンプライアンス意識の高揚、事業者・OB等との接触・対応、機密情報管理の徹底及び許認可事務に関する取組等が十分になされているかについて、監察を実施した。

・ 監察事項③

国土交通省では、災害発生時の対応に関し、災害対策基本法に基づき、防災に関してとるべき措置等を定めた「国土交通省防災業務計画」を作成し、様々な災害に対する予防、応急対策、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に定め、常日頃から、災害への対応体制の整備等、必要な措置を講じている。特に、平成20年4月には「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)」が創設され、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等に対して円滑かつ迅速に災害対応の支援を実施しており、平成29年10月末までに東日本大震災をはじめ78の災害に対し、延べ6万人・日を超える派遣職員により被災地支援を実施してきているなど、地方支分部局等に期待される役割はますます大きくなってきている。

このような中、災害発生時に円滑かつ的確に災害対応を実施するためには、事前準備や後方支援体制の整備等が重要となる。

以上から、災害応急対策の実施体制に関する取組について、監察を実施した。

(2) 対象機関

国土技術政策総合研究所

地方整備局（北陸、近畿、四国 及び 九州）

北海道開発局

地方運輸局（北陸信越、中部、近畿 及び 九州）

(3) 実施方法

- ・ 監察対象機関である本局、事務所等に対し、事前に調査票を送付し、回答及び関係資料を受領
- ・ 監察対象機関において、担当者に対するヒアリング及び現地の取組状況（機密情報管理等）の確認をするとともに、局長、事務所長等の幹部職員に対するヒアリングを実施
- ・ 監察終了後、局長、副局長等の幹部職員に対し、監察結果を講評

第2 対象機関毎の担当監察官及び現地監察実施期間

対象機関	担当監察官	実施期間
国土技術政策総合研究所 (つくば、横須賀)	総括監察官 麦島 健志 監察官 関根 雅雄 監察官 金縄 健一 監察官 河崎 拓実 監察官 内田 拓志 監察官 嶋原 茂	12月 7日及び 12月 8日
北陸地方整備局 本局 湯沢砂防事務所	総括監察官 麦島 健志 監察官 福井 武夫 監察官 金縄 健一 監察官 河崎 拓実 監察官 内田 拓志	7月26日から 7月28日まで
近畿地方整備局 本局 淀川河川事務所 神戸港湾事務所	総括監察官 麦島 健志 監察官 関根 雅雄 監察官 北田 透 監察官 金縄 健一 監察官 関 宏治	10月30日から 11月 2日まで
四国地方整備局 本局 高知河川国道事務所 土佐国道事務所	総括監察官 麦島 健志 監察官 関根 雅雄 監察官 金縄 健一 監察官 内田 拓志	9月 5日から 9月 8日まで
九州地方整備局 本局 福岡国道事務所	総括監察官 麦島 健志 監察官 関根 雅雄 監察官 北田 透 監察官 金縄 健一 監察官 内田 拓志	9月20日から 9月22日まで
北海道開発局 本局 札幌開発建設部	総括監察官 麦島 健志 監察官 関根 雅雄 監察官 福井 武夫 監察官 金縄 健一 監察官 内田 拓志 監察官 青山 茂樹	7月12日から 7月14日まで

北陸信越運輸局	総括監察官 麦島 健志 監察官 石崎 憲寛 監察官 土肥 祐二	7月26日及び 7月27日
中部運輸局	総括監察官 麦島 健志 監察官 石崎 憲寛 監察官 山口 宏幸	11月9日及び 11月10日
近畿運輸局	総括監察官 麦島 健志 監察官 落合 康仁 監察官 鈴木 秀昭	10月30日及び 11月1日
九州運輸局	総括監察官 麦島 健志 監察官 落合 康仁 監察官 鈴木 秀昭	9月20日及び 9月21日

第3 監察結果

I. 女性職員活躍とWLBの推進に関する取組

1. 報告

(1) 働き方改革の取組の状況

1) 業務改善に関する取組

注：国土交通省取組計画Ⅱ 1(2)(2)-1 業務マネジメントの改革

「取り組むべき重要な業務の明確化と業務プロセスの改善を行う。あわせて、業務の効率化を行う」

① 業務プロセスの改善に向けた取組状況

注：国土交通省取組計画Ⅱ 1(2)(2)-1① 業務プロセスの改善 ア 重要テーマの選定

「本省局長、外局長、地方機関の長等は、今後1年程度の期間を見据え、取り組むべき重要テーマを選定する」

全ての監察対象機関において、業務プロセスの改善のため重要テーマを定め、全職員に周知を行っていた。また業務プロセスの改善を効率よく実施するため、幹部職員をメンバーとする業務改善委員会並びに下部機関としてプロジェクトチームを設置していた。

北陸地方整備局においては、職員が楽になったという実感が持てる取組が重要という局長の認識の下、業務改善の提案コーナーを設けるとともに、加えて、平成27・28年度においては、事務所等から提案のあった「業務の廃止・簡素化」等の業務改善(152件)について検討し、うち96件の対応を実施した。

北陸地方整備局湯沢砂防事務所においては業務方針を明確化するため、事務所の事業にかかる基本方針と具体的な取組を簡潔に表したペーパーを職員に配付し、事務所長がこれを説明することで所内に周知していた。この結果、個々の職員が業務の軽重を判断しやすくなり、業務執行の効率化が図られていた。

② 業務効率化の工夫に関する取組

注：国土交通省取組計画Ⅱ 1(2)(2)-1② 業務効率化の工夫

全ての監察対象機関において、業務効率化に資するよう総務担当・企画担当部長より「業務改善の具体的事項について」を発出し、資料作成等の業務を依頼す

る際の留意事項や会議の効率化について周知し、業務の一層の簡素化・効率化に努めていた。

ア 資料作成業務の効率化

近畿地方整備局神戸港湾事務所においては、業務の出来映えへの過度なこだわりを抑制し、業務の進め方の見直しを図るよう課長会議（週一回の開催）で周知していた。

四国地方整備局においては、本局から事務所に質問・回答を求める場合には、本局担当部局窓口において回答案を作成し、上司のチェックと同時に本局担当部局や担当事務所にこれを提示し、追記や修正を求める方策をとっていた。

イ 窓口業務の改善

近畿地方整備局においては、事務所に対するメールによる業務依頼について効率的な利用が図られるよう、利用方針の策定のほか、勤務時間内に十分作成できるよう業務の依頼者に配慮を求めている（平成25年7月「電子メールを用いた業務依頼等に関する標準ガイドライン」）。また、本省からの依頼については、依頼された業務の必要性を判断し、疑義がある場合には本省へ問い合わせを行うなど、安易な処理で事務所に業務依頼することがないように努めていた。

ウ 外出先等でのメール確認による業務の効率化

北陸地方整備局においては、幹部職員にモバイルパソコン、タブレット、スマートフォンを貸与し、情報セキュリティに係る実施手順書にも抵触しないようセキュリティに配慮しつつ、外出先での職場の電子メールの閲覧・送信、電子決裁、イントラネットの閲覧を可能としていた。

近畿地方整備局においては、ペーパーレス化及び簡易なテレビ会議が可能となるよう、タブレットPCを導入し活用を推進していた（本年度中の既設186台、追加で200台予定）（推奨事例参照）。

九州地方整備局においては、幹部職員にモバイルPC、タブレットPCを貸与し、出張先等でも職場メールの閲覧・送信ができる環境を構築していた（モバイルPC：70台、タブレットPC：45台）。

エ 資料の共有化

北海道開発局札幌開発建設部においては、業務の性格上、担当者が属人的になりがちな業務については、資料の共有化や業務分担の主・副担当化により、柔軟な対応が可能となるよう措置することとしていた。

九州運輸局においては、簡易な部内会議や説明資料は既存のものを使用し、職員の業務に負担がかからないよう簡素化・共有化に努めていた。また、資料のデータを随時更新し、会議等実施前の資料作成業務の省力化を図るとともに、いつ誰がどこを更新したかわかるようにしていた。

オ 会議の効率化

北陸地方整備局においては、局幹部会、コンプライアンス推進本部会議等並びに外部委員が出席する委員会にテレビ会議を導入し、遠方の事務所や外部委員の負担を軽減し、会議の効率化を図っていた。

近畿地方整備局においては、本局において会議打合せ等のために事務所等の職員を招集する場合には、1日で複数の用務を処理できるよう所属間の連絡を密にし、適切な日程調整に努めるよう周知していた。

四国地方整備局においては、工事故等調査委員会、発注者支援業務等説明会及び入札・契約手続運営委員会についてテレビ会議を実施していたほか、本局・事務所間の緊急を要する事案の情報提供・情報共有の手法としてもテレビ会議を活用していた。

九州地方整備局においては、従来から会議資料等のペーパーレス化に取り組んでいたところではあるが、経費節減の観点はもとより、発注関係情報の漏洩防止の観点からも入札・契約手続運営委員会関係の資料について従来の紙による説明から電子機器を利用した説明に替えていた（推奨事例参照）。

2) 超過勤務縮減に関する取組

注：国土交通省取組計画Ⅱ 1(2)-2①超過勤務の縮減

「超過勤務の縮減に向けた当面の取組について」（平成22年5月12日大臣官房長通知）で設定した月60時間、週20時間の上限目安時間を念頭に、適正な勤務時間管理の徹底、業務の簡素・合理化を進める」

全ての監察対象機関において、上記大臣官房長通知の趣旨を踏まえ、適正な勤務時間管理の徹底、業務の簡素・合理化を進め、特に実質超過勤務時間が1ヶ月につき80時間を超える職員がいる場合、当該職員名、超過勤務時間数、理由等を局内の会議等で共有・確認することとしていたほか、職員の勤務状況の的確な把握と超過勤務の縮減のため、職員が正規の勤務時間外に業務を実施する前に、退庁予定時間、理由等を所属長に報告する取組を行っていた。

国土技術政策総合研究所においては、部、課（室）単位で月1日以上「残業ゼロの日」を設定し、幹部職員の巡回等による実施の徹底を図っていた。実施状況については四役会議及び幹部会議で報告し情報共有していた。また、超過勤務時間数

の多かった部署ワースト3、課室単位で平均30時間を超えている部署及び3ヶ月連続40時間以上の超過勤務を行った職員について、総務部長がその理由を確認し、各部長に改善を促していた。

北陸地方整備局においては、職員の超過勤務時間の平均だけでなく、長時間の超過勤務をしている職員に対する個別の対策が重要と認識していた。また、超過勤務は命令のもと実施させるものであることから、所属長において内容を把握し、しっかり管理する必要があること等をまとめた「所属長心得」を作成し、事務所等に周知していた。

北陸地方整備局湯沢砂防事務所においては、所長が「仕事で貴重な時間を無駄にしていないか」という認識の下、職員の意識と業務内容の両面の改善を進めており、昨年度までに比べ、今年度超過勤務時間が減少していた。

四国地方整備局においては、整備局独自の取組（試行）として、超過勤務理由の明確化と、あわせて部下職員とのコミュニケーションに資する「超過勤務予定表」の作成について平成29年7月から3ヶ月間実施していた。

北海道開発局札幌開発建設部においては、毎月、所属職員の超過勤務時間（災害対応を除く）が月60時間を超えると見込まれる場合には、管理職員から担当次長にあらかじめ超過勤務の必要性・要因、超過勤務解消のために講じた措置及び今後の超過勤務時間の見通し等を説明し、了承を得るよう指導していた。また、超過勤務を月100時間以上、又は月80時間以上を2ヶ月連続して行った職員については、管理職員から当該職員の業務内容、当該職員の超過勤務が増大している要因、当該職員に対してこれまで講じた健康管理上の措置、今後の業務繁忙期に向けた超過勤務縮減方策等を担当次長に報告させ、特定の係や職員に超過勤務が継続的に集中しないよう、担当次長より、業務の進行管理の徹底、業務分担の見直し、業務運営の一層の簡素・効率化に努めるよう指示されていた。

北陸信越運輸局においては、「健康と家庭の日」が効果的に実施できるよう、当日においては放送施設を活用した昼休み時・終業時の呼びかけ、管理職員による部下職員への指導のほか、電子掲示板を活用し始業時から職員への周知を行っていた（推奨事例参照）。

九州運輸局においては、前年度の本局・支局等、運輸局全体の超過勤務時間数（月平均）を掲げることにより、今年度の数値目標をわかりやすくしていた。また、局議で四半期毎に各所属単位の超過勤務実績を公表し、超過勤務削減に取り組んでいた。

3) 休暇取得促進に関する取組

注：国土交通所取組計画Ⅱ1(2)(2)-2② 休暇の取得促進 イ 年次休暇の取得日数の目標「職員1人あたりの年次休暇の取得日数を、平成32年度までに15日にすることを目標とする」

全ての監察対象機関において、休暇の目標取得日数について、各種会議における周知のほかイントラネットに掲載していた。また、事務連絡等により、おおむね3ヶ月毎の休暇取得予定表の通年での作成、月に1日以上「ポジティブ・オフ」の取得推進、所属長による業務情報の共有・業務分担の工夫などとともに、休暇を取りやすい環境の一助となるよう管理職員による積極的「ポジティブ・オフ」の取得推進等により、職員が休暇を取得しやすい環境の整備に努めていた。

九州地方整備局福岡国道事務所においては、事務所の目標の一つとして年次休暇や長期休暇の取得を掲げ（平成29年4月「福岡国道事務所の戦略2017」）、3ヶ月毎の休暇取得計画表の作成や、階層別休暇取得状況を幹部会で共有するなど、休暇を取得しやすい環境の整備に努めていた。

北陸信越運輸局においては、休暇取得日数について人事評価における指導項目及び目標設定の一つとするよう指導していた。

近畿地方整備局（港湾空港関係）においては、ゆう活を利用して各所属単位で行った親睦行事や個人で楽しんだこと等をイントラネットに掲載し、ゆう活の活用例として広く紹介し実効性を高める工夫を行っていたほか、各所属課等単位で年間業務計画を作成のうえ、業務のPDCAを廻し、積み重ね、効率的業務の執行、業務の質の向上、職員の指導・育成・労力の軽減につなげることで、計画的な年休取得をはじめ定時退庁の徹底などを実現できるよう取組を行っていた。

近畿地方整備局神戸港湾事務所においては、GW・夏期・年末年始の休暇予定表の所内全職員の共有、所内連絡会議等における休暇取得促進の呼びかけのほか、連続休暇が取得しやすいよう契約関係事務について年間の日程調整を事前に行うなど、業務計画に関する工夫を行っていた。

（2） 育児・介護等と両立して活躍できるための改革に関する取組

注：国土交通省取組計画Ⅱ2（1）② 育児休業、休暇等の取得の推進 ウ 育児休業の取得率、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得日数の目標「男性職員について育児休業を取得した職員の割合を、平成32年度までに13%以上とする。また、男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇について、平成32年までに両休暇合計5日以上取得を目指す」

1) 男性の家庭生活への関わり推進に関する取組

全ての監察対象機関において、イントラネットに育児休業、配偶者出産休暇、育児出産のための休暇等、このほか「すくすく育児帳」等の制度を掲載し、周知に努めていた。このほか、出産が予定されている職員（本人及び配偶者）に対して「両立支援ハンドブック（人事院作成）」を配付していた。

近畿地方整備局（港湾空港関係）においては、全職員を対象に外部講師を招いたWLBに関する講演会を開催していた（平成27年度より）。アンケート結果では、9割超の者が職場のWLB推進が必要と回答していた（推奨事例参照）。

四国地方整備局においては、新規採用職員研修をはじめとする階層別研修において「育児・介護のための両立支援制度」の講義を行い、制度の理解を深める取組を行っていた。

九州地方整備局においては、階層別研修である新任係長研修、中堅係長研修において内部講師によるWLBの講義を実施し、仕事と育児・介護等との両立について理解を深める取組を行っていた（平成29年度より）。

2) 子育てや介護をしながら活躍できる職場に関する取組

全ての監察対象機関において、両立支援制度の利用と育児休業復帰後の支援等の制度をイントラネットに掲載していたほか、育児休業中職員への局内報の送付など職場情報を提供することで業務復帰の際に円滑に業務が実施されるよう配慮していた。また、出産又は配偶者出産予定の職員から育児休業等の申し出があった際、所属の管理職員と総務部人事課の間で情報共有を行うよう努め、職場に欠員が生じないように、代替職員の採用手続きを行っていた。

近畿地方整備局においては、所属長面談等により育児休業や介護休暇の取得に配慮が必要となった場合、または取得を希望する職員がいる場合には、速やかに業務分担見直し等の対応策を検討するなど、職員が休暇を取得しやすい雰囲気作りに配慮することとしていた。

近畿地方整備局淀川河川事務所においては、子育て両立支援のためのチェックシートの導入（平成29年8月）により、家庭内の情報が入りやすくなったことから、休暇取得を希望する職員に対応するための環境の整備が早めに行えるようになった。

四国地方整備局においては、仕事と子育ての両立支援制度に係る相談員（事務所総務課長等23名）を設置し、出産や育児に関する勤務時間・休暇・育児休業制度など、仕事と子育ての両立等に関する諸制度について相談できる体制を整備していた。

近畿運輸局においては、育児等に係る状況や両立支援制度の利用についての意向を把握するため、配偶者が出産予定の男性職員に対して個別に各種制度の説明及び情報提供を行っていた。また、育児休業から復帰する職員に対しては、復帰後も不安無く職務に従事できるよう、局内報を通じた職場情報の提供、育児時間等の制度について電話やメールで説明を行っていた。

3) その他の次世代育成支援対策に関する取組

注：国土交通省取組計画Ⅱ 2(4)③ 子どもたちの体験活動等の支援

「夏休み時期等の夏ヶ関見学や施設見学等、各機関でその業務の特性に応じて広く社会を知る体験活動の機会を提供する」

全ての監察対象機関において、それぞれ管内における出前講座や現場見学会等の参加型イベントを開催していた。

国土技術政策総合研究所においては、毎年7月に（国立研究開発法人）海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所との共催による「夏の一般公開」を開催し、子どもに港湾空港技術のおもしろさを伝えていた。開催にあたっては、プレス発表のほか横須賀市教育委員会を通して近隣小学校へ案内チラシを配付するなど、開催を広く周知していた。このほか、年3回、研究施設の一般公開を実施していた（4月：科学技術週間、7月：つくばちびっ子博士、11月：土木の日）。管内各小学校等へ開催の周知について地元教育委員会に協力を要請していた。

北陸地方整備局湯沢砂防事務所においては、砂防事業に対する学習意欲や職業意識の育成、土砂災害防止の意識向上等を図るため、砂防を専攻する大学生等を対象に、砂防事業の就業体験等の場を提供する「キャンプ砂防」を開催していた。

近畿地方整備局神戸港湾事務所においては、事務所近隣の幼稚園児を招いた「みなと見学会」を毎年開催していた。開催にあたっては、事務所HPへの掲載や近隣の小学校などの施設へのチラシ配付を行うなど、応募しやすい工夫を行っていた。

九州地方整備局においては、建設業協会等と共同で父親の仕事（仕事場）見学会「おやじの日」を開催し、発注者、建設会社、協力会社の職員の家族（子どもたちが中心）に働く父親の姿を見せて土木工事への理解を深めてもらうこととしていた（平成25年度より）。このほか業界団体と一体となって子どもたちの思い出に残るイベント（新技術紹介、建設機械の運転体験等）を毎年企画していた。

中部運輸局においては、小学校におけるバリアフリー教室のほか、子ども向けの車に関するスタンプラリー、点検教室などを内容とする「子ども整備士自動車てんけん教室」を開催していた。「子ども整備士自動車てんけん教室」については愛知県自動車整備振興会との連携、整備振興会主催の「マイカー点検教室」との併催により、より多くの参加者（主に小学生など400名）を集めることができた。

近畿運輸局においては、地域の小中学校の要請に基づき、子どもたちを対象に、高齢者・障害者の疑似・ノンステップバスの介助体験を経験できる「バリアフリー教室」、バスの乗り方や公共交通が環境に優しい乗り物であることを知ってもらう「交通環境教室」、沿線地域の幼稚園児を対象に、鉄道施設等の見学体験を行う「てつどうワクワクたんけん学校」等複数の教室・見学会を開催し、イベントの中には

クイズ形式での説明や記念撮影も取り入れるなど家族連れでも楽しめる参加型見学会を開催していた。

九州運輸局においては、地域の子どもたちを対象に、高齢者・障害者の疑似・介助体験を経験できる「バリアフリー教室」の開催、海事産業への興味・関心を持ってもらうために、マリンスポーツや海洋教室を通じた「体験型プログラム」「海事施設の見学会」を開催し、参加したことが心に残るよう、受講修了証の発行、読んで楽しめるパンフレットの作成など家庭でも話題になるような工夫を行っていた。

(3) 女性の活躍推進のための取組

1) 女性採用の拡大への取組

注：国土交通省取組計画Ⅲ 1 女性の採用の拡大「毎年度、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合及び国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合をそれぞれ30%以上とするよう努める」

全ての監察対象機関において、公務に期待される能力を有する優秀な女性を幅広く採用できるよう、採用パンフレットで女性職員を紹介するとともに、業務説明会等に女性職員を派遣し、女性ならではの視点から働きぶりの説明や仕事とプライベート・子育てとの両立について紹介、あるいは実際に子育てをしながら働いている女性職員との意見交換会を実施するなど、女子学生の持つ不安解消に取り組んでいたところ、これらの結果、各機関とも概ね目標値である3割を達成していたところではあるが、国家公務員採用試験の技術系の合格者に占める女性の割合が低いことに鑑み、大学生だけでなく、中・高校生に対する働きかけが重要と認識していた。

北陸地方整備局においては、女性申込者拡大に向け、採用パンフレット等において女性職員を特集したページを作成、このほか女性職員に特化した「貴方の力を待っています。」を作成し、職場で活躍する女性職員の紹介、仕事と家庭生活の両立支援等の各種制度を紹介していた。また、技術系女性職員の採用者数を増やすため、地域の高校生を対象とした現場説明会の開催や、「けんせつ小町と女子学生の対談」と称した女性職員と女子学生の座談会を企画し、建設業及び国土交通省の仕事に興味・関心を持っていただく取組を推進していた。

四国地方整備局においては、技術系女性職員の採用者数を増やすため、地域の女子大学生を対象とした現場説明会の開催や、女性職員と女子学生の座談会を企画し、建設業及び国土交通省の仕事に興味・関心を持っていただく取組を推進していた。

九州地方整備局においては、国家公務員採用試験一般職一次試験に合格した女子学生を対象に、女性技官の働く事務所において『女性のための職場訪問会』を開催し、実際に職場で働く女性技官から職場とプライベート・育児との両立などについてアドバイスをを行い、女子学生の不安の解消の一助としていた。このほか、理工系大学を志す女性を増やす取組として、福岡県の女性技術者と女性活躍のパネルを作成し、土木の日に福岡県庁や海の中道海浜公園等に展示するなど、管内の各自自治体等の女性技術者との連携に努めていた。また「九州女性技術者の会『九WE会（九州 Woman Engineer We Enjoy）』」を活用し、女性技術者同士の連携強化、先輩職員からの助言や女性も働きやすい職場環境の検討、モチベーションの向上や昇任意欲の醸成に取り組んでいた。

北海道開発局においては、採用担当者 F a c e b o o k を開設し、北海道開発局の採用に関する情報とともに、女子学生を対象とした説明会の実施状況を発信していたほか、技術系女性職員の採用者数を増やすため、人事院主催の技術系高等学校で開催する「公務員ガイダンス」や北海道、札幌市主催の「建設産業ふれあい展」等へ積極的に参加するとともに、中・高校生を対象とした現場見学会を開催していた。

中部運輸局の単独業務説明会では、各部署の業務説明ブースの他に「女性のための採用ブース」を設け、女性採用の拡大に努めていた。

近畿運輸局においては、技術系職員の採用において本局人事担当者が工業高校や理工系大学にリクルート活動を実施し、女性職員の採用を積極的に P R をすることを検討していた。また、試験合格者には採用後のミスマッチを防ぐため、職場見学を実施し、運輸局の業務をより詳しく知ってもらう機会を設けていた。これらの取組の結果、平成 3 0 年 4 月期に技術系職種的女性職員を 1 名採用することができた。

九州運輸局においては、自動車系技官及び船舶技官の採用において、工業高校や理工系大学にリクルート活動を実施し、女性職員の採用を積極的に P R を行っていた。これらの取組の結果、今年度九州運輸局初の女性自動車技官を採用することができた（推奨事例参照）。

2) 女性の登用目標達成に向けた計画的育成への取組

注：国土交通省取組計画Ⅲ 2 女性の登用目標達成に向けた計画的育成「平成 3 2 年度末までに、地方機関課長・本省課長補佐相当職の女性職員割合を 5. 4 % 以上とするよう努める」

① キャリアパスにおける転勤の在り方について

注：国土交通省取組計画Ⅲ 2 (1) ③ 転勤の可否が登用に及ぼす影響の排除・縮小「キャリアパスにおける転勤の在り方について検討を行う。その際、出産・子育て期等の前後に転勤等をさせて必要な職務経験を積ませ、

登用に向けた育成を行うなど、複線的な育成を行うことを検討する」

全ての監察対象機関において、地域や各機関の実情を踏まえた実効性のある取組を継続していくこととしていた。

北陸地方整備局においては、係長相当職については、育児や介護等の事情も十分考慮し、職員の生活との調和に配慮し、職員の居住地、通勤可能な範囲等に配慮し、また課長相当職については、ポスト数が限られ、勤務官署が管内に遍在している状況であるが、育児や介護等の事情も十分考慮し、職員の生活との調和に配慮し登用に努めることとしていた。

北海道開発局においては、配偶者と同じ勤務地への異動の拡大や、住居移転をとまわらない他省庁、地方自治体への出向等の拡大（平成28年度に女性4名を他省庁等へ出向させ係長へ昇任）により、昇任に必要な職務経験を積ませるなどの対応を進めていた。

北陸信越運輸局においては、将来の育児期を想定して、若年層のうちに最低でも二カ所以上のポストを経験させることによりキャリア形成を図ることも念頭においていた。

② 管理職員の意識改革に資する研修の実施

注：国土交通省取組計画Ⅲ2(2)「女性職員登用の拡大に向け、管理職員向けの啓発活動として研修を実施するなど、管理職員の意識改革を図る」

全ての監察対象機関において、管理職員向けの研修等においてカリキュラムの一つとして女性登用の重要性に関する項目を設けていた。

北陸地方整備局においては、管理職員の意識改革を進めるため、管理職員を対象とした研修プログラムに「男女共同参画及びハラスメント」の講義を盛り込むなど、O f f - J Tにおいても意識改革に取り組んでいた。

四国地方整備局においては、管理職員の意識改革を進めるため、管理職員（副所長クラス）を対象とした研修プログラムに「女性の活躍とWLBの推進について」の講義時間を設けていた。

九州地方整備局においては、階層別研修である職場管理・O J T研修（所属長対象）において、WLBの講義を実施し、女性職員の登用の重要性等の啓発を行っていた（平成27年度より）。

北海道開発局においては、管理職員の意識改革を進めるため、本局課長及び開発建設部次長級を対象に、平成27年度は「北洋銀行における女性職員の人材育成」、平成28年度は「組織運営と女性活躍推進の取り組み」等をテーマに管理

研究会を開催していた。

北陸信越運輸局においては、各種会議等において、局長より「女性の登用・働きやすい職場環境の整備は管理職員の必須の職務」との訓示がなされていたほか、支局長等会議において女性職員登用・WLB推進を意見交換のテーマとするなどの取組が行われていた。

近畿運輸局においては、民間企業で働く女性管理職を外部講師として招き、局内女性職員及び新規採用職員を対象に女性キャリアアップ研修を実施していた。なお、研修内容については局内報に掲載するなど、外部知見の活用も行っていた。

③ 女性職員のキャリア形成支援、意欲向上

注：国土交通省取組計画Ⅲ「育児しながらのキャリアアップが困難等との理由から、女性職員の意欲が低下し、管理職への登用を望まない場合があると指摘されていることから、女性職員のキャリア形成支援及び意欲の向上を図る」

各監察対象機関において、地域や各機関の実情を踏まえた実効性のある取り組みを継続していくこととしていた。

北陸地方整備局においては、最近の女性の採用状況を踏まえ、今後は女性が育児もしながら、昇任して管理職になるというキャリアパスを確立しないと、将来的には、組織が機能しなくなるため、女性が育児休職しても安心して復職できる環境づくりが重要と認識していた。

北陸地方整備局湯沢砂防事務所においては、平成29年九州北部豪雨へのTEC-FORCE派遣に当たって、2年目の若手を含む女性職員2名を派遣するなど、個人の能力を見極めながら様々な場で経験を積ませる運用をしていた。

四国地方整備局高知河川国道事務所及び土佐国道事務所においては、研修効果を受講者一人にとどめることなく、他の女性職員にも講義内容を広く還元するため、昨年度国土交通大学校で実施された「女性職員キャリアアップ研修」に参加した女性職員による報告・意見交換会を近接する二事務所合同で開催し、両事務所の女性職員全員が参加した。（推奨事例参照）

九州地方整備局においては、「九州女性技術者の会『九WE会（九州 Woman Engineer We Enjoy）』」を活用し、女性技術者同士の連携強化、先輩職員からの助言や女性も働きやすい職場環境の検討、モチベーションの向上や昇任意欲の醸成に取り組んでいた。

北海道開発局においては、これまで女性職員を配置してこなかった開発建設部次長や人事担当補佐に女性を配置したほか、本省予算担当専門官や在外公館

へ出向させるなど、優秀な女性職員については幅の広い業務経験を積ませ、管理職層への積極的登用を図ることとしており、本局幹部においては、北海道開発局の実態を踏まえた女性の登用にむけたキャリアプランの検討が必要であると認識していた。また、本局内に「北海道開発局女性職員活躍推進プロジェクトチーム」を設置し、女性職員活躍推進相談窓口を設けて将来のキャリアなどの相談を受け付けていた。

中部運輸局においては、人事課に管理職（所属長）を経験した女性再任用職員を配置することで、女性職員が相談しやすい環境を整備していた（平成28年度まで）。

3) WLBの基本的考え方の周知・取組体制の状況

女性職員の活躍を推進するに当たっては、WLBの推進が不可欠である。時間的制約のある職員を含む全ての職員が十分な能力を発揮できるように、これまでの価値観・意識を大きく改革するとともに、職場における仕事改革、時間と場所の柔軟化を進め、男女全ての職員の「働き方改革」によるWLBを推進する必要がある。

① 職員にWLBの重要性を認識させるための取組状況

全ての監察対象機関において、育児・出産に関する制度や家庭と仕事の両立に関する各種情報を取りまとめたポータルサイトをイントラネットに設置するとともに、WLBの重要性に関する局長等のメッセージを全職員に周知していた。

北陸地方整備局においては、WLB推進強化月間に整備局管内2カ所で、地元民間企業の担当者（育児しながら会社を起業された方等）を講師に迎え、WLB推進に関する講演会を開催していた（平成28年度より）。

九州地方整備局においては、WLB推進強化月間に整備局管内2箇所外部講師を招聘し、WLBの講演会を実施し、「イクメン」への取組事例やその効果等についての理解を深める取組を行っていた。

② 管理職員がWLBの重要性を認識するための取組状況

全ての監察対象機関において、WLBと業務改善は車輪の両輪であるとの認識について局長自らが会議等の場で幹部職員へ訓示や直接指示するなど、幹部職員の意識改革に取り組んでいた。

北陸地方整備局においては、管理者研修（事務所課長・出張所長）、新任副所長研修にWLBのカリキュラムを取り入れ、基本的考え方や社会的背景も含め周知していた。

近畿地方整備局においては、新規採用職員を指導する立場にある職員を対象

に外部講師を招いた「新規採用職員指導講習会」を実施していた。当該講義には女性活躍を促す部下育成について理解を深めることができる内容となっていた（平成29年度より）。

九州地方整備局では、平成29年4月に外部講師を招聘し、本局幹部職員及び事務所長を対象にWLBの講演会を実施し、働き方改革のための具体的な行動（本局と事務所での行動）など、より実践的な手法について理解を深める取り組みを行っていた。

中部運輸局においては、局長から幹部職員に対し、人事評価項目にWLBの推進に関する目標の設定に努めるよう指示していた。

③ WLBの推進体制の状況

全ての監察対象機関において、「女性職員活躍・WLB推進担当官」として課長クラスを指名し、取組計画の積極的推進を図っていた。

北海道開発局においては、本局内に人事課長、開発調査官、人事対策官等を構成員とする「北海道開発局女性職員活躍推進プロジェクトチーム」を設置し、

- i) 女性職員の登用の拡大に向けた積極的育成支援
- ii) 女性職員の活躍を支援する情報提供
- iii) 女性職員活躍推進のための意見集約及び課題解決に向けた取組を実施していた。

北陸信越運輸局においては、独自の取組の策定及び実施を目的として局長をヘッドとして「北陸信越運輸局女性活躍・WLB推進室」を設置し、北陸信越運輸局業務改善推進室との連携を図るなど、より充実した体制を構築していた。

国土交通省取組計画において、それぞれ数値目標のある取組について、今年度監察対象10機関の状況は以下のとおり。

(1) 超過勤務の縮減【目標：平成32年度までに週20時間超の職員割合0%】

○職員一人あたり1ヶ月の残業時間（平成28年度）

全監察対象機関（10機関）平均 19時間

・地方整備局等（6機関）平均 24時間

・地方運輸局（4機関）平均 11時間

(2) 休暇取得の促進【目標：平成32年までに15日】

○職員一人あたり取得休暇日数（平成28年）

- 全監察対象機関（10機関）平均 12日
- ・地方整備局等（6機関）平均 13日
 - ・地方運輸局（4機関）平均 12日

（3）男性職員の出産・育児休暇取得

① 育児休業の取得率【目標：平成32年までに13%以上】

○取得者数／取得対象者数（平成28年）

- 全監察対象機関（10機関）平均 3.5%
- ・地方整備局等（6機関）平均 2.2%
 - ・地方運輸局（4機関）平均 5.5%

※4機関において取得者の該当がなかった。

② 配偶者出産休暇＋育児参加休暇取得日数【目標：平成32年までに合計5日以上】

○取得休暇日数の合計／取得対象者数（平成28年）

- 全監察対象機関（10機関）平均 2.2日
- ・地方整備局等（6機関）平均 2.0日
 - ・地方運輸局（4機関）平均 2.2日

（4）女性職員の採用・登用

① 新規採用職員における女性割合【目標：毎年度30%以上】

- 全監察対象機関（10機関）平均 29.5%（平成29年度）
- ・地方整備局等（6機関）平均 35.1%
 - ・地方運輸局（4機関）平均 21.0%

※各機関とも前年度との比較では採用割合が増加していた。また、内訳では事務系職員に偏りがみられた。

② 地方機関課長、本省補佐相当職における女性割合【目標：平成32年度末までに5.4%以上】

- 全監察対象機関（10機関）平均 1.6%（平成29年）^{（注）}
- ・地方整備局等（6機関）平均 1.4%
 - ・地方運輸局（4機関）平均 1.9%

（注）平成29年7月1日現在。行（一）のみ、一種・総合職・再任用（フル・ハーフ）を除く5G及び6G女性職員数を集計

※ほとんどの機関の実績値が低い水準にとどまっていた。その要因の一つとして母数として女性職員が少ないことから、将来にわたってこれを是正するため、まずは係長級の育成に重点をおくこととしていた。

2. 提示意見

監察結果を踏まえ、国土交通省取組計画に数値目標のある項目に関し、更なる推進を図る必要がある項目はもとより、概ね目標を達成している項目についても今後も継続した取組を期待することから、必要な意見を提示する。

(1) 超過勤務縮減に関する取組

超過勤務の事前確認について、所属長は案件及び目安時間の確認はもとより、当該案件の進捗状況の管理も可能とするよう、部下職員の業務遂行状況を常に把握するとともに、特定の職員に業務負荷がかからないよう必要に応じて業務量の平準化を図るよう努めること。

(2) 業務改善の更なる推進

他機関の好事例も参考とし、業務改善の推進に努めること（会議の効率性の向上、資料作成の省力化、ペーパーレス化の推進、多様なテレビ会議の実施等）。

(3) 休暇の取得促進に関する取組

機関独自のおかれた状況をふまえ、各年単位や本局・支局・事務所単位での目標設定を行うなど独自の取組を行うこと。

休暇取得日数の少ない部署や職員の業務状況等を分析し、目標達成に向けた対応策の検討を行うこと。

(4) 男性職員の育児休業、配属者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得促進

男性職員が育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成を図るため、職員本人をはじめ、幹部職員・管理職員に対する更なる意識の啓発に取り組むこと。

(5) 女性の採用拡大の取組（技官採用に向けた取組）

技術系女性職員の採用数を増やすため、関係府省と連携して理工系大学を志す女性を増やす取組を強化するなど、きめ細やかな広報活動の実施に努めること。

(6) 女性の登用目標達成に向けた取組

1) 女性三割採用世代の今後の育成方針と人事管理

女性職員の活躍及び男女のWLBに関する管理職の意識改革を含め、早期のキャリア形成の支援等、女性職員三割採用世代の育成方針の策定を開始すること。

2) キャリアパスモデルの提示による女性職員のキャリア形成支援、悩みや心配事の相談ができる体制づくり

若手女性職員の能力向上に資する研修に積極的に参加させることや、活躍する先輩女性職員が歩んできたキャリアパスの事例や先輩職員からの経験談等のキャリアパスモデルを紹介すること等を通じて、若手女性職員の意欲の向上を図ること。

仕事と家庭の両立や将来のキャリアに悩む女性職員が、同様の境遇を経験してきた先輩女性職員に気軽に相談できるような体制の整備。ロールモデルとなる先輩女性職員が少ない場合においても、女性職員に適切な相談の機会が確保されるよう、女性職員向けの研修への参加等を通じた横断的な人的ネットワークの形成を促進すること。

3. 推奨事例

(1) 働き方改革の取組の状況

1) 業務改善に関する取組 ②業務効率化の工夫に関する取組

【タブレットPCの活用（近畿地方整備局）】

近畿地方整備局においては、ペーパーレス化及び簡易なテレビ会議が可能となるよう、タブレットPCを導入していた（平成29年度中の既設186台、追加で200台予定）。

タブレットPCの大量導入、セキュリティ等の管理手法及び活用手法に関する参考事例として評価できる。

【コンプライアンス推進本部会議での活用風景】



【ペーパーレス化による情報漏洩の防止（九州地方整備局）】

九州地方整備局においては、ペーパーレス化とともに、特に入札・契約手続運営委員会関係の資料について、発注関係情報の漏洩防止及び経費節減の観点から、従来の紙による説明から電子機器を利用した説明に替えていた。

コンプライアンスの面からも評価できるとともに、他の機関での各種会議等において参考となるものとして評価できる。

[入札・契約手続運営委員会における設置状況]



2) 超過勤務縮減に関する取組

【定時退庁日の工夫（北陸信越運輸局）】

北陸信越運輸局においては、「健康と家庭の日」が効果的に実施できるよう、当日においては放送施設を活用した昼休み時・終業時の呼びかけ、管理職員による部下職員への指導のほか、電子掲示板を活用し始業時から職員への周知を行っていた。

定時退庁を呼びかける館内放送、幹部職員の巡回には限界があるが、上記取組は、職員自身の視野に自然に入ってくる情報とした点が評価できる。

[通常時]



[設定時]



(2) 育児・介護等と両立して活躍できるための改革に関する取組

【外部講師を招いたWLBに関する講演会（近畿地方整備局（港湾空港関係））】

近畿地方整備局（港湾空港関係）においては、多くの企業や自治体にてWLBのコンサルティングを実施している団体より講師を招き、受講対象に効果的な内容の講習会を実施していた。なお、配付資料については全職員が閲覧できるよう、後日イントラネットに掲載していた。

- ・平成27年度：「WLBに必要な意識改革とは」（対象：全職員）
- ・平成28年度：「WLBを理解する、業務プロセス改善を考える」（対象：管理監督者）

参加できなかった職員にも講演会の配付資料を用意し、WLBの推進は職員全員が対象であることを認識させる取組として評価できる。

〔講演会の様子(H28)〕



〔配付資料〕



(3) 女性の活躍推進のための取組

2) 女性採用の拡大への取組

【女性技官採用の工夫（九州運輸局）】

九州運輸局においては、積極的なリクルート活動を実施し、九州運輸局初となる女性の自動車技官の採用に繋げていた。

自動車系技官及び船舶技官の採用に関して、工業高校や専門学校、理工系大学等に実際に足を運び、国土交通省・地方運輸局の仕事のやりがいを伝えるほか、女性職員を紹介した採用パンフレットを活用し、女性が活躍できる職場であり、また女性職員の育児休業取得率が100%であることも積極的にアピールしていた。

地方運輸局業務の必要性・重要性は理解してもらえるものの、さまざまな理由により技術系の女子学生らの採用になかなか繋がらない現状において、実際に女性職員採用に繋がった事例として評価できる。



3) 女性の登用目標達成に向けた計画的育成への取組

【キャリア形成支援等の工夫（四国地方整備局）】

四国地方整備局高知河川国道事務所及び土佐国道事務所においては、研修効果を受講者一人にとどめることなく、他の女性職員にも講義の内容を広く還元するため、昨年度国土交通大学校で実施された「女性職員キャリアアップ研修」に参加した女性職員による報告・意見交換会を近接する二事務所合同で開催し両事務所の女性職員全員が参加した。

研修に参加した女性職員自らの発案である点及び女性職員の横の繋がりを作るきっかけとなった点が評価できる。



【機密性 2】

「女性職員キャリアアップ研修」報告・意見交換会 実施報告

H28.11.28
高知河川国道事務所
土佐国道事務所

高知地区2事務所において、下記の人材育成に係る取り組みを行ったので実施状況を報告する。

- 名 称 「女性職員キャリアアップ研修」報告・意見交換会
- 実 施 日 11月28日 14時～15時30分 土佐国道事務所 一階会議室
- 内 容 10月13～14日に国土交通大学校（小平市）にて実施された「女性職員キャリアアップ研修」受講者により、事務所内（近隣事務所含む）女性職員への内容周知を行い、また参加者による意見交換会を実施した。
また、意見交換会の中では、人事院主催の高知地区の女性職員研修についても参加者より報告がされた。
- 参 加 者 高知河川国道事務所 4名
土佐国道事務所 6名 計10名
- 実施結果
参加者からは、女性登用に対する意見や、フレックスタイム制度利用の感想、また育児・介護等と両立して職場で活躍できるための支援制度が今後より充実するだろう等の話し合いができ、WLBに関する各種の取組みや利用可能な制度への理解を深めるために有効であった。
係長以上から新規採用者まで網羅して実施できたことで、近隣事務所も含めた女性職員相互のネットワークを発展させることにつながるとの感想もあり有意義な会合であった。

Ⅱ. コンプライアンスの徹底に関する取組

＜入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組：地方整備局、北海道開発局、国土技術政策総合研究所＞

1. 報告

以下においては、本省が設定した監察項目について、監察対象機関の取組状況の概要について記載しており、監察対象機関の個別の取組状況については、別添のとおりである。

(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組

1) 研修等において重点的に伝えるべき事項及び受講の徹底

入札契約事務に係るコンプライアンス研修等の実施に当たっては、入札談合等に関する違法性の認識の徹底の観点から、全ての職員が自分の身近な問題として取り組むこと、また、繰り返し研修等を実施することが重要である中で、

① 研修等において重点的に伝えるべき事項

北陸地方整備局及び北海道開発局においては、以下の3項目について、全職員を対象とする研修等の資料に盛り込んでいた。

- ・入札談合等に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
- ・自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等の事案に巻き込まれることがあり得ること
- ・過去に生じた不祥事事案及び当該事案の要因・背景

② 受講の徹底

北陸地方整備局、四国地方整備局、北海道開発局及び国土技術政策総合研究所においては、全職員が年1回は入札契約事務に係るコンプライアンス研修等を受講することを目標に設定していた。

また、北陸地方整備局、北海道開発局及び国土技術政策総合研究所においては、局内の全職員の研修等の受講状況を把握していた。

さらに、四国地方整備局高知河川国道事務所、土佐国道事務所及び北海道開発局札幌開発建設部並びに国土技術政策総合研究所においては、未受講者に対し

て個別に対応して、その結果、全職員が年1回は研修等を受講していた。

その他、北陸地方整備局においては、受講機会を増やすために、平成29年度からは、本局で開催する講習会をTV会議で事務所へ配信するなど工夫していた。

2) 発注担当職員に対するコンプライアンス意識のさらなる徹底

中部事案では、発注担当職員が不正行為に及んでいたことの反省を踏まえ、特にそれらの者を対象とし、コンプライアンス意識の徹底に繋がるよう注意喚起することが重要である中で、北陸地方整備局、北海道開発局及び国土技術政策総合研究所においては、発注担当職員に対し特に注意喚起を行っていた。

その他、北陸地方整備局においては、中部事案を踏まえ、平成29年度のコンプライアンス推進計画に、新たに「工事の発注担当職員のコンプライアンス意識をより高めるための取組」を追加するなど工夫していた。

3) 発注者綱紀保持規程違反等に関する報告についての周知の徹底

発注者綱紀保持規程違反等に関する報告についての周知徹底を図ることが重要である中で、近畿地方整備局においては、近畿地方整備局内の職員から情報を求める行為についても発注者綱紀保持規程違反となること、発注者綱紀保持規程違反等についての報告が義務であること及び報告窓口について、全職員を対象とする研修等の資料に盛り込むなどして、全職員に対し周知徹底を図っていた。

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

1) 事業者等とのオープンな場所での対応の徹底

事業者等との応接に当たっては、原則として執務室の外にオープンな場所を設けて、複数の職員により対応するなど、「発注者綱紀保持規程」に定められた応接方法の徹底を図ることが重要である中で、北海道開発局においては、発注者綱紀保持規程等では、事業者等との応接について、執務室内で対応することを許容していたものの、北海道開発局本局及び札幌開発建設部においては、執務室外のオープンな場所において対応していた。

また、その他の監察対象機関においても、事業者等との応接に際しては、原則として執務室外のオープンな場所において複数の職員により対応等していた。

引き続き、取り組むことが必要な状況であった。

その他、北陸地方整備局においては、事業者等に対しても遵守してほしいルールの徹底を図るため、独自に作成したチラシを、執務室の入口等に置くとともに、事

業者との意見交換会等で配布しており、また、四国地方整備局においては、中部事案の発生も踏まえ、事業者等に対し、応接方法等について遵守してほしいルール等を記載した文書を発送するなど工夫していた。

2) 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室への自由な出入りの制限

積算業務等を担当する課室においては、掲示等により、事業者等の自由な出入りを制限することが重要である中で、北海道開発局においては、発注者綱紀保持マニュアルでは、設計積算時期など必要な期間のみ、自由な出入りが制限されている旨を掲示すればよいとしていたものの、北海道開発局本局及び札幌開発建設部においては、積算業務、技術審査・技術評価業務を担当する課室の執務室において、秘密情報漏洩防止のため、常時、掲示により周知したうえで、執務室に対する事業者等の自由な出入りを制限していた。

また、その他の監察対象機関においても、上記業務を担当する課室の執務室において、常時、掲示により周知したうえで、執務室に対する事業者等の自由な出入りを制限していた。

引き続き、取り組むことが必要な状況であった。

3) 副所長等室の可視化、大部屋化等の推進

事務所等の副所長等室について、ドアの撤去のみ等の暫定対応となっている場合においても、大部屋化等に向けた取組を進めることが重要である中で、近畿地方整備局淀川河川事務所においては、ドア撤去のみの暫定対応であり、また、九州地方整備局福岡国道事務所においては、副所長室の入り口にパーテーションを設置しており、副所長等室への来訪者を容易に視認できない状況となっていた。

その他の事務所等においては、副所長室の可視化、大部屋化等について、取組を実施済みであった。

その他、四国地方整備局高知河川国道事務所及び土佐国道事務所においては、所長室・副所長室では事業者等と対応せず、所長・副所長自ら、室外のオープンな場所において事業者等に対応するなど工夫していた。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

1) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することが重要である中で、北海道開発局札幌開発建設部においては、情報を取り扱う者は異なっていたものの、同じ課室で、積算業務と技術評価業務の両方の情報を取り扱っており、今後さらな

る改善が望まれる状況であった。

その他の監察対象機関においては、積算業務と技術審査業務・評価業務について、取り扱う課室を分離し、同じ者が両方の情報を取り扱わないこととして、分離体制を確保していた。

2) 「情報管理整理役職表」の適切な更新等の徹底

発注事務に関する情報について、「情報管理責任者」及び「業務上取り扱う者」を指定した「情報管理整理役職表」について適切に更新すること及び「情報管理責任者」による毎年度の点検を適切に行うこと等が重要である中で、

① 情報管理整理役職表の更新

北陸地方整備局本局、四国地方整備局本局・高知河川国道事務所及び北海道開発局札幌開発建設部においては、「情報管理整理役職表」を適切に更新していなかった。

② 本官発注工事に関与する担当事務所職員の情報管理整理役職表への明記

北陸地方整備局、近畿地方整備局、四国地方整備局及び九州地方整備局の各本局においては、本官発注工事において担当事務所職員が設計図書を作成に関与している場合においても、本局の「情報管理整理役職表」の「業務上取り扱う者」に当該事務所職員を記載していなかった。

③ 情報管理に関する点検

北陸地方整備局本局、四国地方整備局本局・土佐国道事務所、九州地方整備局本局・福岡国道事務所及び北海道開発局本局・札幌開発建設部においては、一部の「情報管理責任者」が、「情報管理整理役職表」によれば取り扱えないはずの情報についても点検を実施したと報告しており、適切な点検とは言い難い状況であった。

また、近畿地方整備局本局・淀川河川事務所・神戸港湾事務所及び九州地方整備局本局・福岡国道事務所においては、「情報管理責任者」が管理すべき情報の種類が明示されていない点検表に基づき点検を実施していたため、適切な点検とは言い難い状況であった。

その他の監察対象機関においては、上記項目について、適切に取り組んでいた。

3) 発注事務に関する書類等の管理の徹底

発注事務に関する情報に関する書類等及びデータについては、その情報を取り扱う者以外の者が閲覧等できないように、適切に管理することが重要である中で、

① 発注事務に関する書類等

九州地方整備局本局及び福岡国道事務所においては、作業途中の積算書類や技術提案書等の発注事務に関する書類等について、施錠していないキャビネットに保管しているなど、その情報を取り扱う者以外の者が閲覧できる状況にあった。

その他の監察対象機関においては、適切に取り組んでいた。

② 発注事務に関する電子データ

全ての監察対象機関において、発注事務に関する電子データについては、サーバー内にアクセス制限のかかったフォルダを作成し、パスワード設定をかけて管理するなど、その情報を取り扱う者以外の者が閲覧等できないよう制限するという取扱いをしていた。引き続き、取り組むことが必要な状況であった。

4) 事務所、出張所等へ送付される工事の履行確認のために必要な情報の管理の徹底

中部事案では、工事の履行確認のために必要とされた技術提案書が他の事業者に漏洩されていたことを踏まえ、事務所、出張所等へ送付される工事の履行確認のために必要な情報（技術提案書等）について、情報管理の徹底を図ることが重要である中で、北陸地方整備局、近畿地方整備局、九州地方整備局及び北海道開発局においては、事務所、出張所等に送付される、工事の履行確認のために必要な情報（技術提案書等）について、送付に際しては、担当者に直接手渡しする、パスワードを設定したメールにより担当者に送信するなどして、また、管理・処分に際しては、書庫で施錠して管理する、履行確認後は速やかに裁断処分するなどして、担当外の職員が閲覧できないようにするため取り組んでいた。

その他、北陸地方整備局においては、各事務所に対し、中部事案の再発防止策を踏まえた取組についての通知を発しており、技術提案書の情報管理の厳格化に加え、技術審査データ、技術評価点の情報管理の厳格化等、機密情報管理の更なる徹底を図るなど工夫していた。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

1) 応札・落札状況の分析

本局・事務所等においては、応札・落札状況を平素から継続的に分析することが重要である中で、全ての監察対象機関において、事務所ごとの応札状況の情報公開をしており、また、入札参加者数・落札率等に着目して平素から応札・落札状況をみていた。引き続き、取り組むことが必要な状況であった。

2) 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合において講ずるべき措置

年平均落札率が高止まりしているなどの場合には、発注者綱紀の一層の保持等に努めるのみならず、必要に応じて、競争性を確保するために、入札参加資格の見直しや総合評価落札方式の一層の活用等を検討することが重要であるが、今回の監察対象機関においては、平均落札率が高止まりする状況はなかった。

3) 談合疑義事実処理マニュアルの運用

談合疑義事実処理マニュアル（平成22年9月30日国地契第31号別添3等）の運用にあたっては、各地方整備局等において、事務処理手続を定める規定を整備しており、同規定を遵守することが重要である中で、四国地方整備局及び九州地方整備局の各本局においては、事務処理手続を定める規定とその運用に乖離があるとともに、一部の地方整備局からは、現在の規定どおりに運用することは事務処理能力上難しいとの意見もあった。

(5) 全体を通じての取組状況

「情報管理整理役職表」に関して、作成後一度も更新を行っていなかった等、内容が十分とは言い難い取組が少なからずみられたため、全事務所等において、入札契約事務に係るコンプライアンスに関する取組についてより一層の徹底を図っていく必要がある状況であった。

(別添) 監察対象機関毎の監察時点の取組状況

以下においては、本省で設定した監察項目についての、監察対象機関毎の監察時点の取組状況について記載している。

A：取組を行っていた事項

B：取組を行っていなかった又は取組が十分とは言い難かった又は取組に更なる工夫の余地があったものの、
今後改善等を行う事項

地方整備局等名			北海道 開発局		北陸地方 整備局		近畿地方整備局			四国地方整備局			九州地方 整備局		国土技術政策 総合研究所	
監察対象機関			本局	札幌開 発建設 部	本局	湯沢砂 防事務所	本局	淀川河 川事務 所	神戸港 湾事務 所	本局	高知河 川国道 事務所	土佐国 道事務 所	本局	福岡国 道事務 所	つくば	横須賀
(1) 研修等コン プライアンス意識の高 揚に関する 取組(※)	研修等にお いて重点的 に伝えるべ き事項の周 知の徹底	談合等に関与 した場合の厳 正な処分等	A	A	A	A	B	B	A	B	A	A	B	A	A	A
		望まなくとも 談合等に巻き 込まれる可能 性	A	A	A	A	B	B	A	B	A	A	B	A	B	B
		過去の不祥事 の具体的要因 等	A	A	A	A	B	B	A	B	A	A	B	A	A	A
	受講の徹底	全職員に年1 回以上、研修等 を受講させる ことについて 目標を設定	A	A	A	A	B	B	A	A	A	A	B	A	A	A
		全職員の 受講状況の把 握	A	A	A	A	B	B	A	B	A	A	B	A	A	A
		全職員の年1 回以上受講	B	A	B	A	B	B	A	B	A	A	B	A	A	A
	発注担当職員に対するコンプ ライアンス意識のさらなる徹 底		A	A	A	A	B	B	B	A	A	A	B	B	A	A

地方整備局等名		北海道 開発局		北陸地方 整備局		近畿地方整備局			四国地方整備局			九州地方 整備局		国土技術政策 総合研究所	
監察対象機関		本局	札幌開 発建設 部	本局	湯沢砂 防事務所	本局	淀川河 川事務 所	神戸港 湾事務 所	本局	高知河 川国道 事務所	土佐国 道事務 所	本局	福岡国 道事務 所	つくば	横須賀
発注者綱紀 保持規程違 反等に関する報告につ いての周知 の徹底	同一地方整備 局等内の他の 職員が機密情 報を要求する 行為について も、発注者綱紀 保持規程違反 となること	A	A	B	B	A	A	A	B	A	B	B	B	B	B
	報告は義務で あること	B	B	B	B	A	A	A	B	A	A	B	B	A	A
	報告窓口	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	B	B	A	A
	報告を怠った 場合には処分 があり得ること	B	B	B	B	B	B	A	B	A	A	B	B	B	B
2. 事業者・ OB等との 接触・対応に 関する取組	事業者等とのオープンな場所 での対応の徹底	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	積算業務、技術審査・評価業務 を担当する課室への自由な出 入りの制限	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	副所長等室の可視化、大部屋化 等の推進	—	A	—	A	—	B	A	—	A	A	—	B	—	—
3. 機密情報 管理の徹底 に関する取 組	積算業務と技術審査・評価業務 の分離体制の確保	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	「情報管理 整理役職表」 の適切な更 新	A	B	B	A	A	A	A	B	A	A	A	A	—	—

地方整備局等名		北海道開発局		北陸地方整備局		近畿地方整備局			四国地方整備局			九州地方整備局		国土技術政策総合研究所			
監察対象機関		本局	札幌開発建設部	本局	湯沢砂防事務所	本局	淀川河川事務所	神戸港湾事務所	本局	高知河川国道事務所	土佐国道事務所	本局	福岡国道事務所	つくば	横須賀		
	新等の徹底	本官発注工事に関する担当事務所職員の情報管理整理役職表への明記	—	A	B	—	B	—	—	B	—	—	B	—	—	—	
		「情報管理責任者」による毎年度の点検	B	B	B	A	B	B	B	B	A	B	B	B	—	—	—
	発注事務に関する書類等の管理の徹底	発注事務に関する書類等	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B	A	A	A
		発注事務に関する電子データ	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	工事の履行確認のために必要な情報の送付・管理・処分の徹底（※）	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	—	—	—
4. 応札・落札状況の分析に関する取組	応札状況の情報公開	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—	
	談合疑義事実処理マニュアルの運用	B	B	A	—	A	—	—	B	—	—	B	—	—	—	—	

※：本局については、地方整備局及び北海道開発局管内全体を対象とした。

2. 提示意見

本提示意見においては、地方整備局の事務所及び内閣府沖縄総合事務局の事務所（ただし、開発建設部所管の事務所に限る。）並びに北海道開発局の開発建設部を「事務所等」といい、地方整備局本局及び北海道開発局本局並びに内閣府沖縄総合事務局開発建設部を「本局」という。

（1）研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組

入札契約事務に係るコンプライアンスに関して、対象者、内容、頻度を適切に設定した研修等を行うことで、全ての職員に繰り返しその重要性を認識させる機会を確保し、コンプライアンス意識が希薄にならないよう継続的な取組を実施することが重要である。

1) 研修等において重点的に伝えるべき事項及び受講の徹底

事務所等及び本局においては、違法性の認識に関する研修の徹底の観点から、改めて、全ての職員に自分の身近な問題として認識させるため、以下の事項を重点的に伝えることに留意して、入札契約事務に係るコンプライアンス研修等（コンプライアンス講習会、講義、講座、コンプライアンスミーティング等各種取組を含む。）に取り組むこと。

- ・入札談合等入札に関する違法行為に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
- ・自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等入札に関する違法行為に巻き込まれることがあり得ること
- ・過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景

また、上記研修等の実施にあたっては、以下の点に留意し、受講の徹底を図ること。

- ・コンプライアンス推進計画等において、全職員に年1回以上、上記研修等を受講させることについて目標を設定すること
- ・本局においては管内の全事務所等を含む全職員の上記研修等の受講状況を把握すること
- ・未受講者がいる場合、その者に研修等を受講させるための具体的な取組を行うこと

2) 発注担当職員に対するコンプライアンス意識のさらなる徹底

事務所等及び本局においては、発注担当職員が、入札契約事務に関する機密情報

を多く保有しており、不当な働きかけを受けやすい立場にあることを踏まえ、特に発注担当職員を対象として既存の各種会議等を活用するなどして、入札契約事務に係るコンプライアンス意識のさらなる徹底を図ること。

3) 発注者綱紀保持規程違反等に関する報告についての周知の徹底

事務所等及び本局においては、外部の者からの不当な働きかけに関する報告のみならず、同一地方整備局等内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反に関する報告についても、以下の事項について、研修等において周知徹底を図ること。

- ・発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること
- ・報告は職員に課された義務であること
- ・報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること
- ・報告を怠った場合には処分があり得ること

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

事業者・OBとの接触・対応にあたっては、入札談合への関与や機密情報漏洩等を防止すること及び国民の疑惑を招かないことが必要であり、不祥事を繰り返さないための取組を継続することが重要である。

1) 事業者等とのオープンな場所での対応の徹底

事務所等及び本局においては、発注担当職員は、事業者等との応接に当たって、原則として、執務室の外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応するとともに、これによることができない場合は事前に所属長等の承諾を得るなど、発注者綱紀保持規程に定められた事業者等との応接方法の徹底を図ること。

また、北海道開発局においては、上記の主旨について、発注者綱紀保持規程等を改正し、明確にすること。

2) 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室への自由な出入りの制限

事務所等及び本局においては、仕様書及び設計書の作成や技術審査・評価等の業務を担当する課室において、入札契約に係る機密情報漏洩防止のための取組であることを常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限すること。

3) 副所長等室の可視化、大部屋化等の推進

事務所等においては、副所長等室の可視化、大部屋化等が実施されていない場合はもちろん、個室間の壁の一部撤去のみ又はドア撤去のみの暫定対応となっている場合においても、庁舎のスペースや構造耐力等の点で支障がない限り、再発防止対策の主旨を踏まえ、可視化、大部屋化等に向けた取組を進めること。

また、本局においては、その実施状況を把握した上で、未実施や暫定対応の事務所等に対し、可視化、大部屋化等に向けた指導・助言を行うこと。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

入札契約の適正化の観点から、機密情報については、その適切な管理を徹底するとともに、情報が漏洩しにくい体制の確保等を図ることが重要である。

1) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

事務所等及び本局においては、積算業務と技術審査・評価業務の両機密情報を知る者を限定し、分離体制を確保すること。

2) 「情報管理整理役職表」の適切な更新等の徹底

事務所等及び本局においては、機密情報に関し、誰がどの情報を取り扱えるか明確にするため、「情報管理整理役職表」を適切に更新すること。また、本局（北海道開発局においては開発建設部）においては、本官発注工事の入札関連情報に関して、事務所職員が設計図書の作成に関与する場合には、当該事務所職員を「業務上取り扱う者」として「情報管理整理役職表」に明記すること。

事務所等及び本局においては、情報管理が適切に行われていることを確認するため、「情報管理責任者」による毎年度の点検を適切に行うこと。なお、点検に際しては、「情報管理責任者」が管理すべき情報の種類（予定価格、技術評価点等）及び媒体（文書、データ）並びに点検結果（適・否・対象外）を明示した点検表により点検すること。

さらに、事務所等及び本局においては、「情報管理総括責任者」は、「情報管理責任者」からの点検結果の報告内容に関し、点検が適切に行われているか確認、把握すること。

3) 発注事務に関する書類等の管理の徹底

事務所等及び本局においては、発注事務に関する書類等について、みだりに文書化せず、文書化したものは「情報管理責任者」として記載されている者が施錠箇所にて管理し、データについては「情報管理責任者」が指定するサーバー内で管理する等、発注者綱紀保持マニュアルに定められた管理方法の徹底を図ること。

4) 事務所、出張所等へ送付される工事の履行確認のために必要な情報の管理の徹底

事務所等及び本局においては、技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、送付に際しては、書類の手渡しや、パスワード付きのファイルでのメール送信等の方法により送付すること。また、管理・処分に際しては、施錠できる書庫等にて管理し、履行確認後は速やかに裁断するなどの方法により処分すること。

なお、本局においては、事務所等に対し、平成28年度に発覚した中部地整事案を踏まえ、再発防止に資するため、技術提案書等の管理の厳格化について改めて指導・注意喚起すること。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

入札契約の適正化を確保し、違法行為を抑止する観点から、発注工事の落札率、応札者数、個々の応札者の応札状況等について、平素から継続的に分析することが重要である。

1) 応札・落札状況の分析方法の工夫

事務所等及び本局においては、応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じ、個々の工事の応札・落札状況だけでなく、以下の点にも着目するなど分析方法を工夫することが望ましい。

- ・時系列的な推移や傾向等に着目した応札・落札状況
- ・事業毎（道路、河川、砂防、海岸、港湾等）の応札・落札状況
- ・管内の地域毎の応札・落札状況 等

2) 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合において講ずるべき措置

事務所等及び本局は、一般土木C等級工事及び港湾土木B等級工事（北海道開発局においては一般土木B及びC等級工事）について、i 上記1)の応札・落札状況の分析結果を踏まえ、年平均落札率が95%超で高止まりしている場合や、応札・落札状況から違法行為が疑われる場合、ii 過去に当該地域において「談合情報」又は「談合疑義事実」があった場合等においては、入札契約の適正化及び職員の違法行為への関与の防止の観点から、以下の措置を講ずること。なお、その他の工事についても、同様の措置を講ずることが望ましい。

① 発注者綱紀保持

事業者等との接触・対応ルールや機密情報管理の徹底等発注者綱紀の一層の保持に努めること。

② 事業者との意見交換会等における対応

事業者に対し、事業者との意見交換会等の場で、発注者として、応札・落札状況を継続的に注視していること及び談合情報や談合疑義事実にはマニュアルに従って厳正に対処する姿勢等を示すよう努めること。

③ 入札参加資格の見直し等

より競争性が確保される環境の整備に向けて、必要に応じ、以下の措置について検討すること。

- ・地域要件や等級区分の拡大、施工実績要件の緩和等入札参加資格の見直し
- ・直轄工事の実績が少ないが技術力のある事業者の参加を増加させるため、チャレンジ型、技術者育成型、自治体実績評価型等の総合評価落札方式の一層の活用 等

なお、応札・落札状況に関しては以下の観点についても引き続き留意すること。

(参考 平成28年度特別監察提示意見要旨)

調査基準価格と同額での入札が発生する傾向がみられる場合において講ずるべき措置

調査基準価格と同額での入札が発生する傾向がみられるなど激しい価格競争が行われている場合には、工事を確実に受注するため、事業者から職員に対し、調査基準価格や総合評価落札方式における技術評価に関する情報などの機密情報の漏えい要求行為がなされるリスクが高まると考えられる。そこで、事務所等及び本局は、一般土木工事及び港湾土木工事について、調査基準価格と同額での入札が発生する傾向がみられる場合、職員が調査基準価格や技術評価に関する情報等機密情報の漏えい等違法行為に巻き込まれることがないように、以下の各措置を講ずること。なお、その他の工事についても、同様の措置を講ずることが望ましい。

① 発注者綱紀保持

事業者等との接触・対応ルールや機密情報管理の徹底など発注者綱紀の一層の保持に努めること。

② 入札業者へのヒアリング等

発注者綱紀保持の観点から必要があるときには、担当職員や当該入札事業者にヒアリングを行うなどの対応を検討すること。

3) 談合疑義事実処理マニュアルの運用

本局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、地方整備局等の実情に応じた的確な事務処理手続を定める規定を整備するとともに、本局及び事

務所等においては、その規定を適切に運用すること。

本省においては、地方整備局等による規定の整備や運用にあたり、必要な指導、助言を行うこと。

(5) 提示意見に対する取組状況についての地方整備局等による監査の実施について

本局においては、管内の全ての事務所等に対し、2年または3年で一巡して、提示意見に対する取組状況について監査を行い、実態を的確に把握し、適切な取組がされていない場合には指導、助言のうえ、改善させること。

※ 国土技術政策総合研究所においては、(1)、(2) 1)、2)、(3) 3) を対象とすること。

<許認可事務等に係るコンプライアンスの徹底に関する取組 : 地方運輸局>

1. 報 告

(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚

- 1) コンプライアンス意識の向上のためには、職員がコンプライアンスに関連する制度について十分理解するとともに、具体的にどのような行動をとるべきかを適切に認識することが重要である。また、国家公務員法違反や情報漏えいについて、職員一人ひとりが、他人事ではない「自分ごと」として危機感を涵養することが必要である。

一方で、職員はコンプライアンスの遵守のみに専念すればよいわけではなく、本来の業務を適切に行うことが求められることから、研修などは効果的に行われることが必要である。

こうした観点に立って、コンプライアンスに関する研修の実施状況及び実施内容について監察を実施した。

2) ①研修の実施状況

コンプライアンスに関する研修の実施状況については、全ての監察対象運輸局において、新任採用職員研修、初任係長研修など節目の研修を活用することでコンプライアンスの研修を行っていた。この他にも各種研修においてコンプライアンスに関する項目を入れてコンプライアンス意識の高揚に取り組んでいた。

中部運輸局では、4月の異動期に合わせて全職員に対して、コンプライアンスの再認識を目的に「コンプライアンスのための遵守事項等チェック表」によりコンプライアンス遵守状況を自己チェックし、職員一人ひとりの意識啓発を図っていた。

近畿運輸局では平成23年に発生した自動車ひき逃げ事故や不適切処理事案を踏まえた再発防止対策の一環として外部講師によるコンプライアンス研修を毎年実施していた。

②研修の実施内容

研修の実施内容について、職員一人ひとりにコンプライアンス意識がしっかりと浸透するよう各運輸局において工夫が見られた。

中部運輸局では、新人研修において、過去に中部運輸局管内で起こった不適切事案を題材に、研修受講生に同様の状況が起こった際の対応について検討させ

るなど研修内容の工夫をしていた。職員が我が身に起こった場合として対応を検討することで、研修受講生が能動的な姿勢で研修に臨むことにつながりより研修効果が上がることを期待できる。

九州運輸局では、許認可や補助金の交付、不利益処分等の権限を持つ国家公務員は、入札談合に限らず法令等に接触した際には懲戒等厳しい処分が行われることを身近な問題として取り上げ、他人ごとではなく自分のこととして意識させるよう研修内容の工夫をしていた。

北陸信越運輸局では文書誤廃棄事案に際し、再発防止のため、全職員に対して公文書管理法の基礎、個人情報保護に関する注意点を配布し、意識啓発を図っていた。

近畿運輸局では、過去に生じた不祥事事案を踏まえた内容として研修を行っていた。

- 3) 現時点で、コンプライアンス意識高揚に向けた一定の取組は行われているが、コンプライアンス意識は、一度理解すれば足りるものではなく、全ての職員が常に持ち続けなければならないものである。このため、コンプライアンス意識の高揚についての取組はなかなか終わりのないものであり、引き続き続けていく必要がある。

また、職員は、多くの業務を抱えており、コンプライアンスだけに取り組みれば良いものではない上に、職員に対し過度にコンプライアンスを強調することは、反対にコンプライアンス意識の希薄化・マンネリ化させる可能性もある。そこで、コンプライアンス違反は、組織全体の信用を失墜させるとともに、職員本人にも多大な不利益を及ぼすものであることを、職員にとって過度な負担感なく身にしみて実感できるよう効率的な研修となるよう引き続き工夫を重ねていく必要がある。

(2) 事業者・OB等との接触・対応（発注者綱紀保持規程の遵守）

- 1) 発注に際して職員が遵守すべき内容として、発注者綱紀保持規程が定められている。

地方運輸局では、地方整備局と比べ発注件数は少なくかつ規模も小さいものの、発注行為での不適切な対応は、国民の信頼を大きく損なうことになるため、地方運輸局においても発注者綱紀保持規程の遵守状況・周知状況などについて監察を実施した。

また、内部の問題を早期に発見し、被害の発生・拡大を防止する観点等から内

部通報制度が正しく周知されているについて監察を実施した。

- 2) 全ての監察対象運輸局において、事業者からの不当な働きかけや同一運輸局内の職員からの不当な働きかけはなかった。また、公益通報について、運輸局のトップページにリンクを作成し、本省の公益通報手続きを表示できるようにしていた。

近畿運輸局においては、発注者綱紀保持について、本局及び各支局の課長クラスが出席する会議の場を活用して、発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアルの周知を図っていた。

九州運輸局においては、毎年1回開催される総務担当者会議において、各支局、事務所等の総務担当者に対して発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアルの周知を図っていた。

北陸信越運輸局においては、公益通報について支局長会議などの機会をとらえて制度の周知を図っていた。

- 3) 現時点では、発注者綱紀保持規程や公益通報制度などの周知は図られていた。しかし、職員に対して一度周知を図れば十分というものではない。内部での不正が発生した際に、組織として早期に問題を把握し、是正していくためにも、また、職員にコンプライアンス意識を持って業務にあたる必要性を認識させるためにも、発注者綱紀保持規程、公益通報制度を継続的に職員に対して周知を図っていく必要がある。

(3) 許認可事務に関する取組及び個人情報保護、情報セキュリティ等に関する取組

- 1) 地方運輸局で多く行っている許認可事務は公正さと透明さが求められるものである。また、地方運輸局では、多くの個人情報を保有しているため、その適切な情報管理が強く求められるところである。

さらに、過去には文書の誤廃棄や個人情報の漏えい、不適切な許認可の事務などのヒューマンエラーによるコンプライアンス違反も含めた不祥事・不適切事案が発生しており、再発防止対策を図っているところである。これらに関する取組について監察を実施した。

- 2) 全ての監察対象運輸局において、標準処理期間及び審査基準をホームページで公表し、透明性確保に努めていた。また、許認可件数が多い分野を中心に執行漏れを防ぐため複数の職員によるチェック、本局・支局間での情報共有、事案処理

簿の作成などを行っていた。

九州運輸局では月 1 回発行している職員向け内部広報誌において「コンプライアンスの徹底について」とのコーナーを設け職員の意識高揚に取り組んでいた。

近畿運輸局では自動車交通部において担当者が審査基準を公平に運用できるよう本局と支局の担当者が定期的に業務検討会を開催し情報共有を図るとともに、事案対応に係る Q & A を作成し担当者間で共有していた。

北陸信越運輸局においては、自動車関係の文書の誤廃棄を防ぐため、保存状態を定期的に内部で確認していた。

- 3) 許認可事務に関する取組及び個人情報保護、情報セキュリティ等に関する取組について、各運輸局では一定の取組が行われていた。しかし、許認可事務の執行等において運輸局が国民からの信頼を受け続けるには、業務にあたる個々の職員がコンプライアンス意識をもって業務にあたらなければならない。そのため、幹部職員が率先して、部下職員に対してコンプライアンス意識の高揚を図って行く必要がある。

また、今後、働き方改革などにより、ますます限られた人員・時間の中で遺漏なく許認可等の業務を行っていくことが求められていくため、ヒューマンエラーが発生しないよう、更なる工夫や取組を進めていく必要がある。

(4) 適切な職務執行の実施に向けて必要となる取組

中部運輸局では、自動車ディーラーの団体職員が運輸支局等の執務室内に立入り、自動車登録のための書類を整理していた。

その後、中部運輸局では新人登録担当研修において個人情報保護意識の再確認を図るなど独自の再発防止対策をまとめ、取組を始めるとともに、本省自動車局でも昨年 11 月に執務室内立入りに関する通達を見直している。

執務室内にあるシステム機器の近傍に職員以外が立ち入れば個人情報の流出の危険が高まることになることから、今後は、本省自動車局の通達に従い、適切な職場管理が必要である。

2. 提示意見

(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組

国土交通行政に対する国民の信頼を確保し、所管行政を円滑に遂行するためには、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上が不可欠である。許認可事務を多く行う地方運輸局において、コンプライアンスの確保は、地方運輸局全体に対する社会からの信用を維持することにつながるのみならず、組織本来の使命を果たしていくための下支えとなるものであり、業務執行の基盤とも言うべきものである。

一方で、コンプライアンスに関する取組は、なかなか終わりがけないもので、継続的に行っていかなければならないものでもある。

そのため、全ての職員が常にコンプライアンス意識を持ち続け、また、コンプライアンス違反が組織にも自分にも多大な不利益を及ぼすことを実感として持ち続けつつ、一方でコンプライアンス疲れに陥ることがないように効果的な研修とするために、以下の取組が必要である。

- ・コンプライアンス違反が職員本人のみならず組織にも重大な影響を与えるとの認識の徹底を図る観点から、例えば昇格時の研修では必ずコンプライアンス研修を入れるようにするなど定期的に継続的に研修が行われるようにルール化すること。
- ・過去に生じた不祥事案について可能な限り当該事案の要因・背景を具体的に取扱うことなどで、コンプライアンス違反が職員にとって身近な問題として自分にも起こりうると認識させるよう工夫すること。

(2) 事業者・OB等との接触・対応に関する取組（発注者綱紀保持規程の遵守）

発注者綱紀保持規程では、事業者・OB等との応接に当たり原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応することや、発注担当職員に対して同一運輸局内の発注担当外職員から情報を求められる行為についても違反とされること、あるいは、他の職員が発注者綱紀保持規程上の義務に違反した事実を確認した場合には、担当者に報告しなければならないこと等発注者として遵守すべきことに加え不正を未然に防ぐためのルールが定められている。こうした発注者綱紀保持規程や公益通報制度は、内部での不正が発生した際に組織として早期に問題を把握し、是正していくためにも、また、職員にコンプライアンス意識を持って業務にあたる必要性を認識させる上でも重要であるため、以下の取組が必要である。

- ・発注者綱紀保持規程に定める発注に際しての事業者・OB等との接触・対応についてのルールや、公益通報・相談などに関するルール及び担当窓口を職員に分かりやすい形で整理し、周知徹底を図ること。

(3) 許認可事務に関する取組及び個人情報保護、情報セキュリティ等に関する取組

地方運輸局で多く行っている許認可事務は、国民の生活や社会経済活動に密接に関わるものであり、当該許認可の根拠法令にしたがって、公正さと透明性が確保されていなければならないものである。また、プライバシーに関する意識が高まっている昨今の状況において、個人情報の適切な管理が強く求められている。

こうした中、各運輸局が行う許認可事務の執行等において国民からの信頼を受け続けるには、業務にあたる個々の職員がコンプライアンス意識をもって業務にあたる必要がある。また、今後、限られた人員・時間の中で遺漏なく許認可等の業務を行っていくことが求められる。このため、以下の取組が必要である。

- ・意図的なコンプライアンス違反が決して起こることがないように、幹部職員が日頃からの職員管理・業務管理と公平・公正な業務執行に努めるという国家公務員としての意識付けが大切との認識をもち、職員が自らの職務に自信と誇りをもって取り組むことができる環境づくりに取り組むこと。
- ・業務が遺漏なく適切に行えるよう本局・支局間で情報共有を図る、複数の職員によるチェック体制を整えるなどヒューマンエラー防止に向けた取組を行うこと。

(4) 適切な職務執行の実施に向けて必要となる取組

- ・運輸支局等の自動車の登録検査業務の執務室エリアに職員以外の者が立ち入るとは情報漏えいの危険が高まることから、昨年11月に本省自動車局から出された通達に従い適切な対応を行うこと。

Ⅲ. 災害応急対策の実施体制に関する取組

災害応急対策の実施体制に関する取組の監察にあたっては、監察対象機関の業務の実態を踏まえ、地方整備局、北海道開発局、国土技術政策総合研究所においては、特に「緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)」の被災地への派遣に関する取組について重点的に監察を行った。

また、地方運輸局においては、災害対策本部が設置された場合の災害支援派遣（リエゾンを含む）に関する取組や、災害時の公共交通機関の運行（航）情報等の広報に関する取組について、重点的に監察を行った。

<地方整備局、北海道開発局、国土技術政策総合研究所>

1. 報 告

(1) 災害支援業務における職務環境の整備に関する取組

災害時に TEC-FORCE 隊員が円滑にかつ効率的に活動するためには、活動する隊員に対する職務環境の整備（ロジスティックス等）は必須である。

ロジスティックス（ロジ）等は、被災地において活動中の隊員に対して、必要な時、必要な場所に、必要な人・物・情報を充足させる活動であり、通信の確保、資材・人員の輸送、食糧・燃料の確保のほか、情報の整理と発信など多岐にわたる。

ロジ等は被災地で実施される活動の補助手段として軽視される傾向があるが、スムーズな活動のために、ロジ等は活動と並ぶ主要な活動と考えなければならない。

TEC-FORCE が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣を行う体制を整備するとともに、TEC-FORCE の派遣、組織体制、活動内容等を定めた「TEC-FORCE 活動マニュアル」等を作成することが重要であり、作成後も TEC-FORCE の活動を通じ不断の見直しを行っていくことが大切である。

他の地方整備局等（以下、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局を併せて「地方整備局等」という。）の管内へ TEC-FORCE を派遣する場合は、被災地方整備局等に新たな業務負担を掛けないよう、食事・宿泊・交通・携行品等については自己完結型の活動が原則であり、ロジ担当者はこの原則に基づき TEC-FORCE 隊員の活動を支援することが重要である。

自らが被災した場合を想定し、「業務継続計画」等に職務環境の確保（非常食等の備蓄など）等について定め、また、他の地方整備局等から TEC-FORCE を受け入れることも想定し、「TEC-FORCE 活動マニュアル」等に受け入れる際になすべき措置等について、具体的に定めておくことが重要である。

このようなことから、災害支援業務における職務環境の整備に関する取組について監察を実施した。

1) TEC-FORCE 等の災害支援派遣に関するマニュアル等の整備状況

① マニュアル類の策定・更新状況

各地方整備局及び北海道開発局において、本省作成の「TEC-FORCE 活動標準マニュアル」を基に「TEC-FORCE 活動マニュアル」等を作成しており、派遣に関して必要な事項を定めていた。また、平成29年3月に「TEC-FORCE 活動標準マニュアル」が改訂されたことを踏まえ、内容の見直しの検討を進めていた。

また、国土技術政策総合研究所においては、「国土技術政策総合研究所緊急災害対策派遣隊設置・派遣要領」等で派遣の手順等基本的な事項を定めていたが、近年災害発生時の現地での技術指導について研究所の役割がより重要となっており、派遣回数が増加していること等を踏まえ、マニュアル類の実態に応じた改訂検討を進めていた。

② 災害支援業務における職務環境の整備に関するマニュアル等の整備状況

各地方整備局及び北海道開発局においては、派遣中の職務環境の整備に関するロジ関係の具体的な事項、業務内容について、「TEC-FORCE 活動マニュアル」に明記している他、独自にロジ担当者向けのマニュアルや資料を作成し派遣者に配布していた。

北陸地方整備局では、実際の派遣時に総務班が派遣者に対しロジ関係の業務について説明を行っていたが、派遣の都度口頭での説明や個別指示によることも多く、派遣時のロジ関係の業務内容をより理解しやすく整理することについて検討が望まれる。

四国地方整備局では、「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)現地支援班ロジ担当者及び本部総務班業務マニュアル(平成24年4月作成、平成28年全面改訂)」を策定しており、実際の派遣時に総務課長が派遣者に対し説明を行う他、通常時には、そのマニュアルを用いて「TEC-FORCE ロジ担当者演習」を実施していた。

九州地方整備局では、平成25年3月に「現地支援班ロジ担当者&総務室業務マニュアル」を策定しており、実際の派遣時に総務課職員が派遣者に対し説明を行っていた。福岡国道事務所においては、事務所独自の現地ロジ班引継資料を作成し、効率的に引き継ぎを行っていた。

2) 災害支援派遣先における職務環境の整備のための各種調達の取組状況

① 災害支援派遣先における食事の確保状況

全ての監察対象機関において、災害支援派遣先における食事については個人調達を基本とし、必要に応じて備蓄食料を持参することとしていた。また、特に食事の確保に苦勞したという事例はなかった。

② 災害支援派遣先における宿泊場所の確保状況

各地方整備局及び北海道開発局においては、災害支援派遣先における宿泊場所については、基本的に派遣元の本局にて確保しており、派遣者の負担軽減を図っていた。

北陸地方整備局においては、新潟市内の旅行業者に宿泊場所手配の協力要請を行っていた。また、近畿地方整備局においては、公共機関を活用した移動手段の確保、宿泊施設の確保を容易にできるように、平成29年11月に旅行会社と協定を締結していた。

国土技術政策総合研究所においては、派遣者が中心となり研究部の関係者などと調整の上、宿泊場所を確保することとしており、必要に応じ後方支援を行うこととしていた。

③ 災害支援派遣先における移動手段の確保状況

全ての監察対象機関において、災害支援派遣先における移動手段については、官用車（運転手：運転手職員、自操、車両管理業務）やレンタカー等により確保していた。

北陸地方整備局においては、レンタカーについて、年度当初に全国への派遣に対応可能な形での契約を結んでいた。また、新潟県、石川県のタクシー会社と災害時の運転員派遣に関する協定を締結しており、平成29年7月九州北部豪雨への派遣で実際に活用していた。さらに、車両燃料の調達については、メーカー系列のスタンドであれば全国で給油が可能となる法人カードを利用した揮発油購入等単価契約を締結していた。

近畿地方整備局においては、平成27年度までは官用車での移動を行っていたが、平成28年度からは現地までの移動に鉄道や飛行機を利用し、現地調査での移動には、通常業務で使用する官用車が不足しないように、タクシーを活用する等の改善を図った。また、平成26年4月に管内のタクシー会社と「災害時における緊急輸送等に関する協定書」を締結した。

九州地方整備局においては、現地までは、職員運転手又は車両管理業務の運転手が官用車にて送り、現地では、移動中における道路状況の変化や調査箇所追加・変更等へ迅速かつ臨機の対応を考慮し、レンタカーでの自操運転を基本としていた。また、「九州地区レンタカー協会連合会」と災害時の協力協定を締結し

ており、災害時にレンタカーの保有情報を提供してもらう等の体制を確立していた。さらに、全国の系列店で給油が可能となる法人カードを利用した揮発油購入契約を締結し、派遣時に派遣職員へ法人カードを貸与していた。

国土技術政策総合研究所においては、レンタカーの活用を基本とし、予め全国への派遣に対応可能な形での契約を結んでいた。近隣への派遣の場合は公用車（自操）も活用しており、予め緊急車両登録を行っていた。一方で、国立研究開発法人研究所との合同調査の際等には調達面での課題を認識していた。

④ 災害支援派遣における携行品の準備状況

各地方整備局及び北海道開発局においては、災害支援派遣先に持参する携行品について、派遣時に迅速に持ち出せるように、事前に各班毎に必要な携行品をパッキングするなどして準備していた。

四国地方整備局においては、従来携行品を幅広に準備していたところ、平成28年熊本地震への派遣職員からの聞き取り等を踏まえ、最低限必要な装備に減量化を図った。また、タブレット端末の活用により情報収集、資料作成の効率化や自治体等への分かりやすい説明に効果を上げていた他、車両にルーフラックを導入し、従来車内に積み込んでいた携行品を車外に積載できるようにして隊員の移動時の環境改善を図っていた。

3) 受援組織における職務環境整備の取組状況

① TEC-FORCE 等の受入れを想定した職務環境整備状況

各地方整備局及び北海道開発局において、「TEC-FORCE 活動マニュアル」に、他の地方整備局等から TEC-FORCE を受け入れる場合の事前準備やなすべき措置等について具体的に定めていた。

北海道開発局においては、他の地方整備局等からの TEC-FORCE 受入れに備え、「総合司令部設営マニュアル」を作成し、活動に必要な環境の準備について具体的に定めていた。また、平成28年台風10号等での TEC-FORCE 受入れ時には、本局においてネットワークに接続されたPC、カラー複合機、多重無線、災害対策本部会議やCCTVカメラが視聴可能なモニター等を準備していた。また、特に冬期の災害時の TEC-FORCE 受入れに課題を認識していた。

四国地方整備局においては、「緊急災害派遣隊 (TEC-FORCE) 等受援マニュアル」を平成22年度に策定し、受援時の具体的な事項を整理しており、管内の宿泊施設、ガソリンスタンド、病院等に関する情報の整理、ネットワークに接続されたPC等受援に向けた工夫を行っていた。

九州地方整備局においては、平成28年熊本地震を踏まえて、大規模災害時の

受援のための TEC-FORCE 総合司令部の場所を定め、TEC-FORCE 総合司令部の組織増強、各 TEC-FORCE 班からの情報の集約方法について、平成 29 年 3 月に「災害対策本部運営要領」を改訂した。平成 29 年九州北部豪雨では、TEC-FORCE 総合司令部の場所に、内部 LAN ネットワークに接続された PC の準備、電源コンセントの確保、FAX・プリンター等の執務環境を整備していた。

国土技術政策総合研究所では、「首都直下地震における TEC-FORCE 活動計画」（平成 29 年 8 月 24 日国土交通省策定）において、横須賀庁舎が活動に必要な拠点の「進出本部」の一つとされ、耐震バースを有する港湾にも近いため、海からの支援を考慮した利用や体制等の計画について、関東地方整備局とともに検討を行っていた。

② 備蓄品の調達・管理状況

全ての監察対象機関において、「業務継続計画」等に基づき、必要な食料、水、燃料等を備蓄し、適切に管理していた。

4) 派遣職員の健康安全管理に関する取組状況

全ての監察対象機関において、「TEC-FORCE 隊員の安全対策の充実」（平成 27 年 3 月）等を用いて派遣職員の健康安全管理に関する安全教育等の取組を実施していた。また、平成 28 年度定期監察の提示意見を踏まえ、平成 29 年 6 月 29 日に「国土交通省職員健康安全管理規則」（平成 13 年国土交通省訓令第 70 号）が改正され、他の地方支分部局の管内に派遣された TEC-FORCE 隊員の健康安全管理について、派遣先の地方支分部局の長が責任を有し必要な措置を講じなければならないことが定められたところであり、監察対象機関においては、TEC-FORCE 活動マニュアルの改訂等を検討している状況であった。

北陸地方整備局においては、安全管理に関して、今年度から、ポイントを絞って A4 版両面 1 枚にまとめた「TEC-FORCE 隊員の安全対策必携」を派遣命令時に派遣職員全員へ配布していた。

九州地方整備局においては、平成 28 年熊本地震では、災害対策本部長（九州地方整備局長）から安全管理に関する「本部長指示」と「緊急調査時の留意点」を発出し、各班長はこれらに基づいて、現地調査の中止及び再開の判断を行い、安全確保を確実にを行うように班員に徹底した。同様に、平成 29 年 7 月九州北部豪雨では、「緊急調査時の留意点」を発出し、各班長はこれらに基づいて、現地調査の中止及び再開の判断を行った。また、平成 29 年 7 月九州北部豪雨では、「国土交通省職員健康安全管理規則」（平成 29 年 6 月 29 日改正）に基づき、TEC-FORCE 派遣時の安全管理者（総括防災調整官）を指名した。さらに、TEC-FORCE 隊員の帰還

後速やかに臨時健康診断の受診を義務づけていた。

(2) TEC-FORCE 派遣における派遣者調整等に関する取組

災害時に速やかに TEC-FORCE を派遣するにあたっては、TEC-FORCE 派遣の手順、人選、班編制、業務内容など、特に、ロジ・広報を担当する班あるいは担当要員についても、「TEC-FORCE 活動マニュアル」等に具体的に定めておくことが重要である。

TEC-FORCE を派遣する際は、TEC-FORCE 隊員は厳しい環境の中での支援活動となるため、人選にあたっては職員の健康状態や家庭状況に配慮することや、派遣元組織において被災している場合はその災害対応や通常業務のフォローアップが重要である。

TEC-FORCE を派遣する際は、ロジ・広報を担当する担当要員が不足することがないよう、適切に配置することが大切である。

このようなことから、TEC-FORCE 派遣における派遣者調整等に関する取組について監察を実施した。

1) TEC-FORCE 派遣の手順等のマニュアル等整備に関する取組状況

各地方整備局及び北海道開発局において、「TEC-FORCE 活動マニュアル」等に、ロジ・広報関係も含めて TEC-FORCE 派遣の手順、人選、班編制、業務内容等について具体的に定めていた。なお、一部の地方整備局では、派遣の規模や活動内容等に応じマニュアルと実際の派遣の体制が異なっている状況も見られた。

2) TEC-FORCE 派遣における派遣者調整に関する取組状況

全ての監察対象機関において、実際の TEC-FORCE 派遣時には、災害支援業務に必要な専門性や派遣元組織での業務執行への影響、また、職員の健康状態や家庭状況にも配慮して人選等を行っていた。

北陸地方整備局においては、平成 29 年 7 月九州北部豪雨への派遣にあたり、女性職員 2 名を派遣していた。また、整備局の特徴として砂防事業を多く行っており、土砂災害等に対し砂防の技術を持つ職員の TEC-FORCE 派遣を求められることが多いこと、一方で、小規模な砂防事務所から派遣することで残された職員の負担が大きくなることに特に配慮が必要であることを認識していた。

国土技術政策総合研究所においては、高度技術支援としての派遣であることから、要請分野の技術指導内容に応じた相応しい者であることを重視しているところであるが、大規模災害時には、支援分野が多分野に跨がり、支援要請も多数となることから、発災直後に災害対策本部を立ち上げ、被災の全体像を把握しつつ派遣の優先度の判断や適切な派遣者の選定を行うこととしていた。

3) ロジ・広報担当者の派遣に関する取組状況

各地方整備局及び北海道開発局においては、TEC-FORCE 派遣にあたっては、各班にロジ担当者を適切に配置していた。一方で、いくつかの地方整備局においては、これまでの実際の派遣とマニュアル等に差異が生じているため、災害時の迅速かつ円滑な派遣のため、派遣実態を踏まえたマニュアル等改訂の検討が望まれる。

国土技術政策総合研究所においては、派遣が少人数の専門チームであること、人員に限りがあることから、ロジを専業とする担当者は付けずに派遣者が中心となり研究部の関係者などと調整の上、ロジ・広報関係業務を実施することを基本としていた。しかしながら、ロジ・広報面での後方支援体制について今後の検討課題と認識していた。

(3) 災害支援の広報に関する取組

被災地支援の活動内容について被災地内外に発信する広報活動は、支援活動の効果を高め被災地の早期復旧に繋がるとともに、派遣職員のモチベーションの向上にも寄与するものであり、効果的に実施する必要がある。このため、TEC-FORCE 派遣にあたっては、必要な広報活動を実施する体制の確保や広報を効果的に行うための広報力の向上を図ることが重要である。

TEC-FORCE を派遣する際には、広報資料の基礎となる活動記録や現場写真撮影等を実施できるように、広報を担当する班あるいは担当要員を適切に配置するとともに、TEC-FORCE と被災地方整備局等災害対策本部及び派遣元地方整備局等応援災害対策本部との連絡調整を十分に行い、被災地と派遣元の双方において必要な広報活動を実施する体制の構築が必要である。

TEC-FORCE に関する国民の理解を深めるためには、平時からその活動内容等に関する広報活動を積極的に行うとともに、災害時に効果的な広報活動を行うため、平素からの広報活動の実施・工夫や報道機関との良好な関係構築等にも取り組むことが重要である。

効果的な広報資料の作成方法、活動状況を伝える写真撮影方法、多様な広報手段の活用等、広報活動のノウハウについて、マニュアル等を作成して関係者が理解を深め、広報活動をより効果的なものにすることや、広報活動の事後検証と共有により、業務の改善等に資することが望まれる。

このようなことから、災害支援に関する広報活動についての取組や体制等について監察を実施した。

1) 災害支援派遣時の広報に関する取組状況

全ての監察対象機関において、TEC-FORCE の広報の重要性を認識しており、広報

活動に力を入れて取り組んでいた。

各地方整備局及び北海道開発局において、出発式の実施とその記者発表を行っていた他、全ての監察対象機関において、ウェブサイトの特設サイトを作成し、トップページからリンクを設け TEC-FORCE の活動状況や写真等を掲載し、随時更新を行っていた。

北陸地方整備局及び九州地方整備局では、Facebook、twitter等のSNSを活用した情報発信を併せて行っていた。

2) 災害支援派遣時の広報活動の体制の確保状況

各地方整備局及び北海道開発局においては、TEC-FORCE の活動記録・広報活動を実施する体制を確保していた。

北陸地方整備局及び北海道開発局においては、各班に1名配置されたロジ担当が活動状況写真撮影等の広報担当を兼ねる体制を基本としていた。

近畿地方整備局及び九州地方整備局においては、広報を担当する班を別途編制し派遣しており、それによって効果的な広報活動ができていた。

四国地方整備局では、TEC-FORCE 活動マニュアル上では、独立した広報班の派遣を位置づけているものの、実際の派遣では被災地や派遣の状況に応じ、班毎に1名を配置する体制とする等柔軟な対応を行っていた。

国土技術政策総合研究所においては、人員の制約から広報を専業とする担当者を派遣せず、派遣者自ら相互に撮影した現地調査状況写真等を災害対策本部に送付し広報活動を実施していた。

3) 平時の災害派遣等に関する広報活動状況

全ての監察対象機関において、TEC-FORCE の活動内容等に関する平時の広報活動を行っていた。手法としては、パンフレットの作成、庁舎ロビー等でのパネル展示、防災訓練や地域でのイベント時等のパネル展示、地方公共団体等との意見交換の場を通じた制度・活動紹介、広報誌等を活用した活動紹介等を実施していた。

4) 効果的な広報技術の周知・習得状況

全ての監察対象機関において、広報活動にあたり、本省及び地方整備局等で作成された「TEC-FORCE 広報マニュアル」(平成25年6月作成、平成26年5月改訂)や、独自の資料等を用いて職員への広報技術の周知を行っていた。しかしながら、一部の監察対象機関では、「TEC-FORCE 広報マニュアル」が十分に活用されていない状況も見られた。

四国地方整備局では、「緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 災害記録班 (広報班)

活動マニュアル（暫定版）」を作成し、具体の活動内容を明確化していた。

また、全ての監察対象機関において、職員の広報スキル向上のための講習会等を実施しており、複数の監察対象機関で、災害時の広報に特化した講習や、講師として報道関係者やプロの写真家等を招いて効果的な広報や写真撮影方法等に関する講習を行う等工夫した取組を行っていた。

（４） TEC-FORCE に関するノウハウの継承に関する取組

TEC-FORCE 派遣終了後に、現地での活動状況・派遣にあたっての反省点・課題等を整理し、活動報告会等で共有し、TEC-FORCE に関するノウハウを継承することは重要である。その際、技術的なノウハウだけでなく、ロジ・広報対応についてもノウハウを継承することは大変重要である。

このため、TEC-FORCE に関するノウハウの継承に関する取組について監察を実施した。

1) 活動報告会等の開催状況

本省、地方整備局等及び国土技術政策総合研究所においては、TEC-FORCE 等の派遣終了後に、現地での活動状況・派遣にあたっての反省点・課題等を整理し「TEC-FORCE ノウハウ集」を作成しており、各監察対象機関において TEC-FORCE 研修等で活用していた。

全ての監察対象機関において、職員向けの活動報告会等を行い TEC-FORCE に関するノウハウを多くの職員へ継承していた。また、各地方整備局及び北海道開発局においては、現地での活動状況・派遣にあたっての反省点・課題等を派遣者へのアンケート等で把握・整理し、取組の改善につなげていた。

北海道開発局においては、平成 28 年熊本地震への TEC-FORCE 派遣では、隊員帰還後に本局で活動報告会を行っており、局職員の他、関係機関、地方公共団体及び河川・道路防災エキスパートの参加のもと活動内容を報告していた。また、札幌開発建設部においても、部内職員を対象に活動報告会を実施していた。

北陸地方整備局においては、隊員帰還後に本局にて活動報告会を行っており、本局や事務所職員（共聴チャンネルでの放送）の他、報道関係者へも公開しており、TV 報道も行われていた。また、湯沢砂防事務所においても、内部職員を対象に活動報告会を実施していた。

近畿地方整備局においては、本局にて活動報告会を行っており、平成 28 年熊本地震については、平成 28 年 5 月に TEC-FORCE 派遣された隊員 33 名を含む 122 名が参加して、整備局長同席のもと報告会を開催していた。また、報告会はマスコミオープンで開催しており、平成 28 年 5 月の報告会へはマスコミ 8 社が取材

に来ていた。さらに、報告会を大会議室にて開催する場合は、より多くの職員が参加できるように各事務所へ映像配信を実施していた。

国土技術政策総合研究所では、経験・ノウハウの伝承のための講演会を実施しており、その中で派遣時の災害現場でのノウハウについてとり上げ職員への周知を図っていた。また、横須賀庁舎では、大規模な災害に関しては国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所と合同での調査報告会を実施していた。

(5) TEC-FORCE 派遣に伴う予算措置

複数の監察対象機関においては、TEC-FORCE について、業務の特殊性、困難性を考慮し、それに見合う処遇についての課題や、派遣にかかる経費が現時点では直轄予算から支出されており、別途必要な予算を確保すべきであると課題認識が示された。

2. 提示意見

(1) 災害支援業務における職務環境の整備に関する取組

災害支援業務における職務環境の整備については、各機関においてこれまでの派遣を通じ様々な工夫や改善がなされてきているところであるが、引き続き、不断の見直しを行い改善に努めることが重要である。

1) TEC-FORCE 等の災害支援派遣に関するマニュアル等の整備

本省及び地方整備局等においては、TEC-FORCE の派遣、組織体制、活動内容等を定めた「TEC-FORCE 活動標準マニュアル」及びそれを基に作成している「TEC-FORCE 活動マニュアル」について、TEC-FORCE への期待の高まりや活動内容の多様化を踏まえ、不断の見直しを行っていくこと。また、国土技術政策総合研究所においては、派遣の実態を踏まえたマニュアル類の整備、改訂を検討すること。

2) 災害支援業務における職務環境の整備に関するマニュアル等の整備

地方整備局等においては、TEC-FORCE 等の活動を迅速かつ的確に行うため、派遣中の職務環境の整備に関するロジ関係の具体的な事項、業務内容や、派遣元の応援対策本部との適切な分担等について、「TEC-FORCE 活動マニュアル」等の不断の見直しを行っていくこと。

3) 災害支援派遣先における移動手段の確保

地方整備局等及び国土技術政策総合研究所においては、TEC-FORCE 等として派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に移動できる手段を確保するため、引き続き、実情に応じた移動手段の選定に努めるとともに、必要に応じて関係機関等と災害時における車両、燃料の確保に関する協定等を締結しておくことが望ましい。

4) TEC-FORCE 等の受入れを想定した職務環境整備

地方整備局等においては、TEC-FORCE 等の派遣を要請した際に、派遣隊が円滑に活動環境を整えられるよう、引き続き、TEC-FORCE 総合司令部等での業務に必要な O A 機器等（LAN に接続された PC、複合機、多重無線等）の環境整備、管内の宿泊先や食事調達先等についての情報の整理等、TEC-FORCE 等の受入れを想定した場合に必要な準備をしておくことが望ましい。

5) TEC-FORCE 隊員の健康安全管理に関する取組

地方整備局等及び国土技術政策総合研究所においては、平成29年6月に国土交通省職員健康管理規則が改正されたこと等を踏まえ、派遣職員の健康管理の徹底に努めること。

(2) TEC-FORCE 派遣における派遣者調整等に関する取組

TEC-FORCE 等を派遣する際は、TEC-FORCE 等がより円滑かつ迅速に活動するとともに効果的な広報を行えるような人員・体制の確保が重要である。

地方整備局等においては、TEC-FORCE 等の派遣にあたっては、引き続き、ロジ・広報を担当する班あるいは担当要員を適切に配置すること。

また、国土技術政策総合研究所においては、派遣の実態や所内の体制等を踏まえ、派遣に係るロジ関係や後方支援の体制等について、必要な検討を行うこと。

(3) 災害支援の広報に関する取組

TEC-FORCE 活動に関する広報については、これまでも実施されており、マスコミに取り上げられるなど、一定の成果を得ているが、TEC-FORCE を派遣要請する地方公共団体等に TEC-FORCE の存在や活動内容を知ってもらうことが被災地の早期復旧に繋がることから、TEC-FORCE 活動に関する広報は重要である。

本省、地方整備局等及び国土技術政策総合研究所においては、効果的な広報が行えるよう、「TEC-FORCE 広報マニュアル」を有効に活用するとともに、講習会等を通じて広報のスキル向上を図る等、人材育成等を行うことが望ましい。

(4) TEC-FORCE に関するノウハウの継承に関する取組

TEC-FORCE 等の派遣終了後に、現地での活動状況・派遣にあたっての反省点・課題等を整理・共有し、TEC-FORCE に関するノウハウを継承することは重要である。

本省、地方整備局等及び国土技術政策総合研究所においては、今後とも、TEC-FORCE に関するノウハウを継承するため、活動報告会の実施や「TEC-FORCE ノウハウ集」等の充実と一層の活用を図ることが望ましい。

(5) TEC-FORCE 派遣に伴う予算措置

TEC-FORCE 等が円滑かつ迅速に活動を行うためには、派遣に伴う予算措置が必要である。

本省及び地方整備局等においては、大規模災害時における TEC-FORCE の派遣に伴う費用について、適切な予算措置ができるよう努めること。

(6) その他

地方整備局等及び地方運輸局においては、災害発生時には、相互の被災状況や復旧状況等の情報が公共交通事業者等を含む地域の関係機関にとって非常に重要な情報となるため、引き続き、相互の被災状況や復旧状況等について、地方整備局等と地方運輸局間の情報共有に加え、公共交通事業者等を含む地域の関係機関との情報共有を図る仕組みを構築することが望ましい。

3. 推奨事例

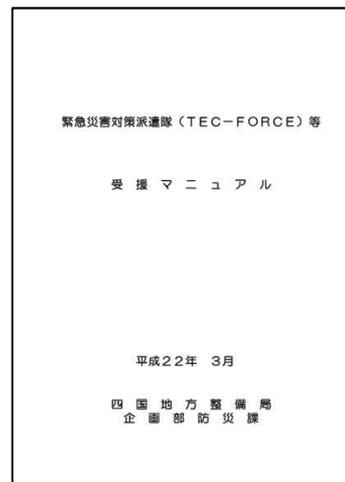
(1) TEC-FORCE 等の受入れを想定した職務環境整備

【TEC-FORCE 受入れにあたってのマニュアル等の整備(北海道開発局、四国地方整備局)】

北海道開発局においては、他の地方整備局等からの TEC-FORCE 受入れに備え、「総合司令部設営マニュアル」を作成し、活動に必要な環境の準備について具体的に定めていた。また、平成28年台風10号等での TEC-FORCE 受入れ時には、本局においてネットワークに接続されたPC、カラー複合機、多重無線、災害対策本部会議やCCTVカメラが視聴可能なモニター等を準備していた。また、受入れ終了後には対応時のノウハウをマニュアルに書き込んでいた。

四国地方整備局においては、平成22年に「緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等受援マニュアル」を策定し、受援時の具体的な事項を整理していた。また、管外からの派遣隊へ情報提供できるよう、管内各事務所周辺の宿泊施設、ガソリンスタンド、病院等に関する情報を整理しており、さらには、四国地方整備局のネットワークに接続されたPCを準備し、資料等の送付・共有を容易にするなど、受援に向けた工夫を行っていた。

これら受援に向けたマニュアル類の整備や総合司令部の環境整備は他機関からの TEC-FORCE 派遣を迅速に受け入れる取組として評価される。



TEC-FORCE 総合司令部設営時の 「緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等
機器類等の整備 (北海道開発局) 受援マニュアル」 (四国地方整備局)

(2) 派遣職員の健康管理に関する取組

【安全対策必携の作成（北陸地方整備局）】

北陸地方整備局においては、平成29年度に、安全管理に関してポイントを絞ってA4版両面1枚にまとめた「TEC-FORCE 隊員の安全対策必携」を作成し、年度当初の事務所長、副所長及び担当課長会議等で周知するとともに、派遣命令時に派遣職員全員へ配布していた。

こうした取組は、TEC-FORCE 派遣者に対する安全教育の取組として評価される。

TEC-FORCE隊員の安全対策必携(案) H.29.4版	TEC-FORCE隊員の安全対策必携(案) H.29.4版
<p>【はじめに】出典:平成27年3月 TEC-FORCE隊員の安全対策の充実案</p> <p>平時から危険箇所には、近づかないという原則は、もとより、①被災地地方整備局等災害対策本部において決定する作業基準(着手、中止基準等)を遵守する。②現地班長が危険と判断した場合、作業を中止する。③危険箇所に入らなず被災状況の把握が可能なUAVやレーザー距離計等の資機材を活用する。④現地で連絡体制を確保するため、衛星携帯や無線を携帯すること。</p> <p>【標準的な装備】出典:平成27年3月 TEC-FORCE隊員の安全対策の充実案</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場では、必ずヘルメット(氏名、血液型記載)を費用すること。 防災服、雨合羽(上下)、TEC用ベスト、安全靴又は長靴・手袋、水際作業でのライフジャケット着用 緊急セット(消火器、カーゼ、絆創膏、包帯、体温計、湿布薬、抗ヒスタミン系軟膏(虫刺)、ステロイド系軟膏(かぶれ)、吸引器、酸素器具など) 携帯電話又は衛星携帯電話、ラジオ(津波防災では常時ON状態)、無線、隊員証又は職員証 TEC-FORCE用資機材一式、ショベル、ラジオ、懐中電灯等 移動車両では、運転手以外に1～2名は交替しながら結団の安全確保、ルート確認する。 	<p>【現地調査の中止判断例】派遣先災害対策本部が定める基準(その都度確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○降雨による作業中止判断 <ul style="list-style-type: none"> 土砂崩落の危険性が高い現場では、気象庁により大雨注意報が発表された場合に一旦中止し安全な場所まで待機する。また、その場合以外でも現場において各班で危険と判断された場合、一旦中止する。土砂崩落の危険性が低い現場では、現場地点最寄りの雨量観測所の10分間の降雨量が9ミリを越えた場合に一旦、中止し安全な場所まで待機する。また、その場合以外でも現場で各班が危険と判断し中止した場合は、速やかに本部に報告すること。 ※下線は、平成26年8月伊豆水島土砂災害で定めた緊急点検中止基準 ○余震による作業中止判断 <ul style="list-style-type: none"> 余震については、現地に地震を感した場合は対象観測所で震度4以上を観測した場合、二次災害の発生のおそれがあるため、速やかに調査作業を一旦中止し、安全な場所まで待機する。なお、各班が危険と判断して中止した場合は、速やかに本部に報告すること。 ※下線は、平成26年11月長野県神城新層地震で定めた緊急点検中止基準
<p>【風水害備】出典:平成27年3月 TEC-FORCE隊員の安全対策の充実案</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査立ち入りの判断 <ul style="list-style-type: none"> ・崖岸が流出しているなど傾い出しを察している箇所があるため、注意して現場に入ること。 ・立ち入りか危険と判断される場合、UAVやレーザー距離計測器を用いた調査に切り替える。 ○調査中の安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・とっさの避難行動が取れるようなるべく荷物は手に持たないようにする。 ・崩落時は、流れの速い箇所では、使用を控える。(水が入ると滑る危険性がある) ・現地では、発達した積乱雲が近く、前兆現象に注意する。 ・レーダー等で雨雲を適時監視や暴雨予報通知サービスを活用する。 ○調査中止、避難の判断 <ul style="list-style-type: none"> ・深流調査時など降雨における中止基準を設定する。 ・天候の急変、雷など危険を感じた場合、直ちに避難し身を守る。 ・緊急避難に備え、事前に避難経路や避難方法を決めておき、班で情報共有する。 ○調査の再開 <ul style="list-style-type: none"> ・雨量、レーダー雨域、現場周辺の状況等を確認し、各班で作業再開について検討する。 ・各班は、調査再開を判断した場合、あらかじめ定めた連絡系統により再開を連絡する。 	<p>【現地調査の再開判断例】派遣先災害対策本部が定める基準(その都度確認)</p> <p>降雨や余震による調査作業中止後の調査作業再開の判定については、調査現場において、降雨や余震による二次災害の危険性が無いと判断された場合に再開する。例えば、土砂災害の危険性が無いと判断するため以下のような土砂災害の予兆が無い確認し、安全確認に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水の流れていない深流からの急な流水の発生・深流を流れている水の突然の濁りの発生。 ・深流を流れている水の急な減少。 ・斜面からの複数の小石の落石。 ・斜面からの急な湧水の発生。 ・斜面での急な樹木の傾きや倒木の発生。 ・斜面の亀裂拡大。 ・異常な音、腐った臭いなどの異変 ・土石流水(水と土石が一体となって落下する現象)の発生
<p>【地震・津波備】出典:平成27年3月 TEC-FORCE隊員の安全対策の充実案</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震・津波災害時の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・津波の恐れのある箇所では、常時ラジオから情報収集し、迅速に避難できるよう備える。 ・携帯電話や衛星携帯電話など何らかの通信手段を確認しておく。 ・作業員もきめた指揮命令系統、避難判断基準を定めて周知する。 ・避難経路や避難方法を確認し、必要に応じてロープを設置するなど確実に避難できるようにする。 ・現地に入るルート等を事前に班内で確認しておく。 ・余震が続く中で構造物を調査する場合、特に注意が必要。 ・積雪がある場合、亀裂に注意するためポールなど足下を確認するなど注意する。 ○調査中止、撤収の判断 <ul style="list-style-type: none"> ・調査前に降雨及び余震時における中止基準を設定する。 ・どこまで調査するか事前に調整し、危険と判断される箇所は、状況写真の撮影にとどめるなど無理しない。 ○調査の再開 <ul style="list-style-type: none"> ・各班は、調査再開を判断した場合、あらかじめ定めた連絡系統により再開を連絡する。 	<p>【安全に関する留意点】出典:平成27年3月 TEC-FORCE隊員の安全対策の充実案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地立ち入りか危険と判断した場合、無理せず安全な場所からの目視による観察とする。 ・土石流が発生(恐れのある場合)した場合は、流下方向に対し直角方向の高台へ迅速避難。 ・体調不良者が出た場合は、無理せず車両に戻り休息後の状況により調査を打ち切ること、その場合、それら状況を直ちに本部へ報告すること。 <p>【救急処置 救急の基本的な心構え】出典:平成27年3月 TEC-FORCE隊員の安全対策の充実案</p> <ol style="list-style-type: none"> ①冷静を保つ 事故者本人も、周囲の人も「落ち着いて行動」 ②状況の把握 事故者の状態を確認し、救急通報。しばらく安静にし、落ち着いてから医療機関に行くべきか判断(救急119番、警察110番) ③事故者の移動 事故者が自力移動できない場合、その場が危険で無ければ、事故者を無理に移動させないこと。重傷者の移送は、救急隊の到着を待つこと。 ④できるだけ周囲の人を集める。決して一人で対応しようとするしないこと。できるだけ多くの周囲の人を集める。(応急措置する人、医療機関に連絡する人、被害拡大防止に努める人など、手分けして行動) <p>○〇班 班長 携帯番号 ○〇対策本部 連絡先 班員 班員 運転員</p>

「TEC-FORCE 隊員の安全対策必携」(北陸地方整備局)

【安全対策に関する「本部長指示」と「緊急調査時の留意点」の発出（九州地方整備局）】

九州地方整備局においては、平成28年熊本地震において、災害対策本部長（九州地方整備局長）から安全管理に関する「本部長指示」と「緊急調査時の留意点」を発出し、各班長はこれらに基づいて、現地調査の中止及び再開の判断を行い、安全確保を確実にを行うように班員に徹底した。また、平成29年九州北部豪雨においても、水災害版の「緊急調査時の留意点」を発出した。

これらの取組は他機関から派遣された TEC-FORCE の活動における安全管理の取組として評価される。

TEC-FORCE・リエゾン、 熊本・大分県管内事務所 本部長指示

1. ノロウィルス

報道によると南阿蘇村等で感染症が発生している。激務の中で体力も落ちているものと思われるが、感染を防ぐため、避難所に入るときに手を洗う等消毒をしっかりと行うことに注意されるとともに、異常を感じた場合は作業を中断し、本部に報告されたい。

また、厚労省からの情報については留意されたい。

2. 豪雨・余震

豪雨・余震時においては、危険と判断した場合には被災調査や復旧工事等を中断し、職員並びに作業員を含めて安全な場所に避難するなど留意されたい。

3. その他

発災から10日目となる中、未だに約8万人が避難している状況にある。国土交通省職員としての使命と誇りをもって、被災者に寄り添う姿勢で業務に従事されたい。

平成28年4月23日
九州地方整備局災害対策本部長

小平田 浩司

安全管理に関する「本部長指示」、「緊急調査時の留意点」
(九州地方整備局)

H28.4

H28熊本地震TEC-FORCE緊急調査時の留意点（案）

1. 緊急調査の中止判断

(1) 降雨による作業中止基準

降雨による調査作業中止の判定基準については以下の通りとする。

土砂崩落の危険性が高い現場では、気象庁により、大雨注意報が発表された場合に一旦中止し、安全な場所で待機する。また、その場合以外でも、現場において各班で危険と判断された場合は一旦中止する。

土砂崩落の危険性が低い現場では、現場地点最寄りの雨量観測所の10分間の降雨量が3ミリを超えた場合に一旦中止し、安全な場所で待機する。また、その場合以外でも、現場において各班で危険と判断された場合は一旦中止する。

なお、各班で判断した場合は、速やかに本部に報告すること。

※なお、雨量観測所のデータは、川の防災情報等により確認するものとする。

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bousaijoho/> : 国土交通省防災情報提供センター

<http://www.river.go.jp/s/> : 川の防災情報(スマホ版)

<http://l.river.go.jp/> : 川の防災情報(携帯版)

スマートフォン版 携帯版

(2) 地震活動による作業中止基準

地震活動による調査作業中止の判断基準については以下の通りとする。

地震活動については、現地にて地震による揺れを感じた場合、土砂災害等による二次災害の発生の恐れがあることから、速やかに調査作業を一旦中止し、安全な場所で待機する。なお、各班で判断して中止した場合は、速やかに本部に報告すること。

2. 緊急調査の再開判断

調査作業中止後の再開の判定基準については以下の通りとする。

降雨や地震活動による調査作業中止後の調査作業再開の判定については、調査現場において降雨や地震活動による土砂災害の危険性がないと判断された場合に再開することとする。

土砂災害の危険性がないと判断するため、以下のような土砂災害の予兆がないか確認し、安全確認に努める。

- ・水の流れていない溪流からの急な流水の発生
- ・溪流を流れている水の突然の濁りの発生
- ・溪流を流れている水の急な減少
- ・斜面からの、複数の小石の落石
- ・斜面からの急な湧水の発生
- ・斜面での急な樹木の傾きや倒木の発生
- ・斜面の亀裂の拡大
- ・異常な音、腐った臭いなどの異変
- ・土石流水(水と土石が一体となって流下する現象)の発生

※上流の調査等により、濁り等の異変が生じる場合もあることに留意する。

また、降雨については、現時点で降雨が解消されている場合でも、携帯端末により、国土交通省防災情報提供センターの「リアルタイムレーダー」や気象庁の「高解像度降雨ナウキャスト」等から時系列的な降雨状況の変化を確認し、今後再度同程度の降雨が予想されないか確認の上、調査作業を再開すること。

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bousaijoho/> : 国土交通省防災情報提供センター

<http://www.jma.go.jp/jp/highresrad/> : 気象庁高解像度降雨ナウキャスト

(3) 災害支援の広報に関する取組

【活動記録・広報を専門とする班の派遣（近畿地方整備局、九州地方整備局）】

近畿地方整備局及び九州地方整備局においては、TEC-FORCE 派遣にあたり、実際に現地での支援活動を行う班の他に、独立して活動記録・広報写真の撮影を行う班（広報撮影班：近畿地方整備局、災害記録班：九州地方整備局）を派遣しており、これによって効果的な広報活動を行っていた。

これらの取組は、TEC-FORCE の活動記録・広報を効果的に実施する体制確保の取組として評価できる。



(近畿地方整備局)



(九州地方整備局)

広報撮影班の活動状況

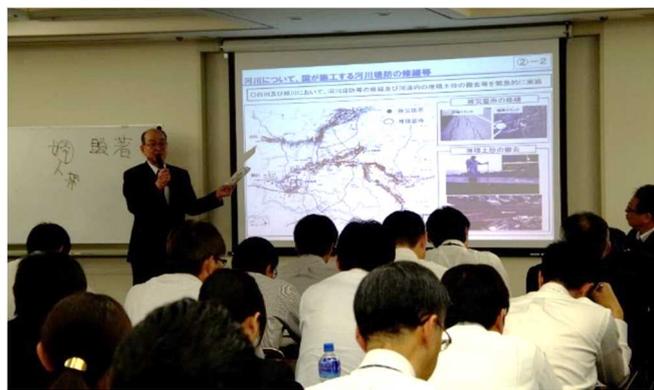
【広報に関する講習会（北海道開発局、九州地方整備局、国土技術政策総合研究所）】

北海道開発局、九州地方整備局、国土技術政策総合研究所においては、職員の広報スキル向上のため、新聞記者等の報道機関関係者を講師とした講習会を実施しており、広報用写真撮影時の留意点や、実際に撮影された写真に対するアドバイス、記者発表等広報資料の伝わる広報紙の作り方の講義等を行っていた。

これらの取組は、効果的な広報を行うための職員の広報力向上の取組として評価できる。



(北海道開発局)



(九州地方整備局)



(国土技術政策総合研究所)
広報写真講習会の実施状況

(4) TEC-FORCE に関するノウハウの継承に関する取組

【活動報告会等の開催（北海道開発局、北陸地方整備局、近畿地方整備局等）】

北海道開発局、北陸地方整備局、近畿地方整備局においては、TEC-FORCE 派遣終了後、活動報告会を報道関係者へ公開する形で実施しており、実際に新聞、TV 報道も行われていた。

また、活動報告会の実施にあたっては、国の機関、地方公共団体及び河川・道路防災エキスパートの参加（北海道開発局）、事務所への映像配信（北陸地方整備局、近畿地方整備局、四国地方整備局）等、より多くの職員や関係者に活動内容を伝える工夫をしていた。

これらの取組は、職員へのノウハウ継承に加え、広報の観点でも効果的な取組として評価される。



(北海道開発局)



(北陸地方整備局)



(近畿地方整備局)

TEC-FORCE 活動報告会の実施状況

<地方運輸局>

1. 報 告

(1) 災害支援業務における職務環境の整備に関する取組

災害時に災害支援業務を円滑にかつ効率的に活動するためには、活動する隊員に対する職務環境の整備は必須である。職務環境の整備は、派遣先で実施される災害支援業務の補助手段ではあるものの、あらかじめ派遣体制を整備しておくことにより、迅速な対応が可能となる。

TEC-FORCE 等の災害派遣が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣を行う体制を整備するとともに、TEC-FORCE 等の派遣、組織体制、活動内容等を定めた「TEC-FORCE 活動マニュアル」等を作成することが重要である。

災害発生時に備え、災害支援業務に必要な食料・携行品や移動手段を確保するとともに、平素からの防災訓練や職員への安全教育等の実施に取り組むことも重要となる。

また、自らが被災した場合を想定し、「業務継続計画」等に職務環境の確保（非常食等の備蓄など）等について具体的に定めておくことが重要である。

このようなことから、災害支援業務における職務環境の整備に関する取組について監察を実施した。

1) 災害支援業務における職務環境の整備体制

① TEC-FORCE 等の災害派遣に関するマニュアルの整備状況

全ての監察対象機関において、TEC-FORCE 等の派遣、組織体制、活動内容等を定めた TEC-FORCE 等の災害派遣に関するマニュアル等を整備していた。

北陸信越運輸局においては、派遣時に想定される具体的な業務内容、携行品、関係部署連絡先、現地災害対策本部等会議記録様式、緊急物資輸送に必要な作業シート等の記載要領、TEC-FORCE（リエゾン）派遣計画案等をまとめたハンドブックを策定し、隊員全員に配布していた。

九州運輸局においては、派遣先でのリエゾン活動のための具体的な業務内容、携行品チェックシート、機器の操作方法、リエゾン活動記録様式等をまとめたマニュアルを整備していた。

一方、中部運輸局においては、派遣先で想定される具体的な活動内容に関するマニュアル等を定めていなかった。

② 災害対策本部設置等に関するマニュアルの整備状況

全ての監察対象機関において、テレビ会議システム等の設置を迅速に行えるよう、災害対策本部設置等に関するマニュアルを整備していた。

北陸信越運輸局においては、必要となる機材等の保管場所を一覧表にまとめるとともに、本部設営方法やテレビ会議システムの設置・操作方法について、写真等を用いて分かり易くまとめたマニュアルを整備していた。

中部運輸局においては、必要となる機材等の保管場所を一覧表にまとめるとともに、本部設営方法やテレビ会議システム、電話機等の設置方法について、写真、レイアウト図等を用いて分かり易くまとめたマニュアルを整備していた。

近畿運輸局においては、テレビ会議システムの設置・操作方法について、写真等を用いて分かり易くまとめたマニュアルを整備していた。

2) 災害支援業務における職場環境の整備のための各種調達の取組状況

① 災害支援派遣先における移動手段の確保状況

全ての監察対象機関において、災害支援派遣先における移動手段については、官用車やレンタカー等により確保していた。また、災害発生時等の通行規制がかけられた場合に備え、本局、運輸支局等の官用車の多くについて、公安委員会に緊急通行車両として登録していた。また、法人用ガソリンカードを利用した揮発油購入契約を締結し、車両の燃料費の立替払による職員の負担の軽減を図っていた。

九州運輸局においては、各車両の残燃料を半分以上に保つなど、平時から災害に備えた運用を行っていた。

② 災害支援派遣（リエゾン含む）における携行品の準備状況

全ての監察対象機関において、災害時に必要となる防災服、モバイルP C等の資機材の一覧を作成することによって、支援先に携行する防災用品等の準備を速やかに行えるよう工夫していた。

中部運輸局においては、本局が所在する愛知県以外の管内地方公共団体に災害対策本部が設置された場合に備え、各運輸支局にモバイルP C等を配備し、速やかな対応が可能となるよう工夫していた。

近畿運輸局においては、各種報告にかかる書式や防災に関する規程・要領等をあらかじめタブレットP Cに格納するなど、速やかな対応が可能となるよう工夫していた。

3) 災害発生時に備えた職務環境整備の取組

① 非常参集体制の確保のための環境整備

全ての監察対象機関において、初動対応マニュアルを整備していた。近畿運輸局においては、折りたたんで手帳等に収納可能なサイズの防災初動ハンドブックを策定し、災害時の体制発令基準、安否報告手順等の情報を掲載するとともに、全職員に携帯させることとしていた。

中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局においては、災害対策本部員等を本局近隣の宿舎に優先して入居させる等、緊急参集に備えた体制を整備していた。

② 帰宅困難者受入れに関する準備の状況

九州運輸局においては、帰宅困難者対応マニュアルを策定し、帰宅困難者を受け入れることが可能な施設における受入れの判断、対応の具体的内容を定めたマニュアルを整備していた。また、地方公共団体に対し、受入施設に係る情報提供等を行うなど、地方公共団体等とのコミュニケーションを図っていた。

北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局（本局）においては、施設管理者とはなっていないものの、施設管理者が策定した非常事態対応マニュアル等に基づく、帰宅困難者の受入れや支援を行う体制を整備していた。

③ 備蓄品の調達・管理状況

全ての監察対象機関において、業務継続計画を定めており、被災した際の執務環境を確保するための食料、飲料水、簡易トイレ、毛布等の備蓄品を計画的に確保していた。

中部運輸局においては、食料、飲料水について、賞味期限切れによる再調達の際、予算の状況を勘案しつつ従前の備蓄数以上の調達に努めるなど、備蓄量7日分を目標とした取組を実施していた。

九州運輸局においては、各備蓄品の品目や更新時期を統一することによる管理の簡素化を行うとともに、帰宅困難者の受入れを想定したうえでの備蓄品の確保を行っていた。

④ 災害支援業務に関する訓練等の実施状況

全ての監察対象機関において、職員の安否確認訓練、徒歩参集訓練、情報伝達訓練等の防災訓練を実施していた。

北陸信越運輸局、中部運輸局及び近畿運輸局においては、迅速な災害対策本部立ち上げに備えた本部設営訓練を実施していた。

中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局においては、災害発生時に関係機関との連携が重要との観点から、地方公共団体等の関係機関と連携した訓練に積極的に参加していた。

九州運輸局においては、管内防災担当者会議で、平成28年熊本地震における災害派遣活動を検証するとともに、TEC-FORCE研修もあわせて行うことで、今後、リエゾンとして派遣されることが想定される職員の意識を高めていた。

⑤ 災害発生時に備えた職務環境整備に関する工夫

九州運輸局においては、九州地方整備局との間で「災害等情報の共有に関する協定書」を締結し、災害発生時、または発生するおそれがあるときには、それぞれが有する情報を相互に提供し、共有する体制を構築していた。

(2) 災害支援の広報に関する取組

被災地支援の活動内容について被災地内外に発信する広報活動は、支援活動の効果を高めるとともに、派遣職員のモチベーション向上にも寄与するものであり、効果的に実施する必要がある。このため、必要な広報活動を実施する体制の確保や広報を効果的に行うための広報力の向上を図ることが重要である。

効果的な広報資料の作成方法、活動状況を伝える写真撮影方法、多様な広報手段の活用等、広報活動のノウハウについて、マニュアル等を作成して関係者が理解を深め、広報活動をより効果的なものにすることや、広報活動の事後検証と共有により、業務の改善等に資することが望まれる。

また、災害時に効果的な広報活動を行うためには、平素からの広報活動の実施・工夫やマスコミとの良好な関係構築等にも取り組むことも必要である。

このようなことから、災害支援の広報活動に関する取組について監察を実施した。

1) 報道活動に関するマニュアル等の整備状況

全ての監察対象機関において、広報に関する組織体制、広報手法、報道機関との調整方法等を定めたマニュアルを整備していた。

近畿運輸局においては、記者発表要領、重大事象や事故発生時におけるプレス対応、広報の知識等、ノウハウの共有化やスムーズな広報体制の確立を図るためのマニュアルを整備していた。

2) マスコミとの良好な関係の構築状況

全ての監察対象機関において、各新聞社等との意見交換会を毎年開催し、相互の情報交換、意見交換を行い、普段からマスコミとの良好な関係を構築していた。

3) 災害支援の広報に関する取組

中部運輸局においては、災害発生時に収集すべき情報、連絡責任者をわかりやす

く整理したマニュアル（防災業務計画実施要領）を策定していた。また、関係機関との情報共有を円滑に行うため、連絡ルートを確立することにより、関係機関等から被災状況等を迅速に収集する体制を整備していた。

九州運輸局においては、ホームページ「九州のりもの info.com」を開設し、平時から管内公共交通機関の運行（航）情報を広く国民に周知できる環境を整備するとともに、公共交通事業者が直接運行（航）情報を入力することにより、迅速な情報提供を可能とするシステムを整備していた。また、平成29年7月九州北部豪雨の際には、災害の影響による観光風評被害が広がらないよう、ホームページにおいて、日本語及び外国語による正確な情報提供を行った。

4) 迅速な広報活動を実施するための訓練の実施状況

北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局においては、災害発生時に迅速かつ正確な広報を行うため、防災訓練の際に、公共交通機関の運行（航）状況、宿泊施設の営業状況等のプレス資料（模擬）を作成し、記者クラブ等へ投げ込みを想定した訓練を実施していた。

2. 提示意見

(1) 災害支援業務における職務環境の整備に関する取組

災害支援業務における職務環境の整備については、各機関において様々な工夫や改善がなされてきているところであるが、引き続き、不断の見直しを行い改善に努めることが重要である。

1) TEC-FORCE 等の災害派遣に関するマニュアル等の整備

地方運輸局においては、TEC-FORCE 等の災害派遣が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣を行う体制を整備するとともに、TEC-FORCE 等の派遣、組織体制、活動内容等を定めたマニュアル等を整備しているが、TEC-FORCE への期待の高まりや活動内容の多様化を踏まえ、不断の見直しを行っていくこと。また、派遣先での具体的な活動内容等を定めたマニュアル等を整備すること。

2) 帰宅困難者受入れに関する準備

地方運輸局においては、地方公共団体からの要請等を想定し、帰宅困難者対応マニュアルを策定するなど、帰宅困難者を受け入れることが可能な運輸支局等の施設における受入れの判断、対応の具体的内容を定めたマニュアルを整備することが望ましい。

3) 関係機関と連携した訓練

地方運輸局においては、地方公共団体等が主催する各種訓練に積極的に参加するなど、関係機関との連携の強化に向けた取組を実施することが望ましい。

(2) その他

1) TEC-FORCE 派遣に伴う予算措置

地方運輸局においては、TEC-FORCE 等が円滑かつ迅速に活動を行うためには、派遣に伴う予算措置が必要であり、大規模災害時における TEC-FORCE の派遣に伴う費用について、適切な予算措置ができるよう努めること。

2) 関係機関との情報共有を図る仕組みの構築

地方整備局等及び地方運輸局においては、災害発生時には、相互の被災状況や復旧状況等の情報が公共交通事業者等を含む地域の関係機関にとって非常に重要な情報となるため、引き続き、相互の被災状況や復旧状況等について、地方整備局等

と地方運輸局間の情報共有に加え、公共交通事業者等を含む地域の関係機関との情報共有を図る仕組みを構築することが望ましい。

3. 推奨事例

(1) TEC-FORCE 等の災害派遣に関するマニュアルの整備に関する取組

【TEC-FORCE ハンドブックの作成（北陸信越運輸局）】

北陸信越運輸局においては、派遣時に想定される具体的な業務内容、携行品、関係部署連絡先、現地災害対策本部等会議記録様式、緊急物資輸送に必要なとなる作業シート等の記載要領、TEC-FORCE（リエゾン）派遣計画案等（派遣隊員の基本的な出動シフト）をまとめた「TEC-FORCE ハンドブック」を策定し、TEC-FORCE 隊員全員に配布していた。

これは、現地災害対策本部への派遣等の災害支援業務を円滑かつ効率的に実施するための有効な取組であり評価できる。

目 次		北陸信越運輸局
1. TEC-FORCEハンドブックについて	2
2. 想定される業務内容(具体的に考えられるもの)	3
3. 持参するもの	
4. 現地対策本部設置から要員派遣までの流れ	
5. 物資調整シート(物資調達・輸送調整等支援システム)	
【参考資料】		
(1)管内運輸支局等連絡表	
(2)管内衛星携帯電話番号一覧表	
(3)防災関係情報連絡用 携帯電話番号等一覧表	
(4)現地災害対策本部等会議記録様式	
(5)北陸信越運輸局TEC-FORCE名簿一覧表	
(6)TEC-FORCE(リエゾン)派遣計画(案)	
(7)各種TEC-FORCEの規定	
(8)物資調達・輸送調整等支援システム操作説明書	
(9)事例集	
(10)被災者生活支援レポート(熊本地震)	
(11)緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)説明会資料	

1. TEC-FORCEハンドブックについて		北陸信越運輸局
<p>○本局、運輸支局には緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)が現在23名おります。災害発生時には北陸信越運輸局総務部長の命に従い、現地対策本部に向かっていただく場合があります。"どのような作業をするのだろうか"と御心配になるのは当然のことと思います。そこで皆様方の御心配を少しでも和らげることができるよう本書を作成しました。</p> <p>基本的に、TEC-FORCE個人が判断をすることはありません。 ・現地がどうなっているのか？ ・現地対策本部等で何が話されているのか？ ・運輸局に何か求められているのか？ etc</p> <p>現地でしか解らない情報を運輸局に送っていただきたいと思えます。 どうするかの判断や調整は運輸局(局災害対策本部)で行います。</p> <p>現地で問われた場合に、解らないことは「早急に運輸局に伝え確認します」とお答えください。</p> <p>○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE) Technical Emergency Control Force TEC-FORCEは、平成20年4月25日に国土交通省防災業務計画が修正され、第1編第3章第5節に、「大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局(航空交通管制部を除く。)に緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を設置する」ということが定められており、これを踏まえ北陸信越運輸局では、平成20年6月26日に「北陸信越運輸局防災業務計画に基づく北陸信越運輸局緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の運用に関する実施要領(以下、局実施要領という。)」を制定したところであり、本件において輸送支援業務等を行うこととされています。 昨年の南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模災害時においても、十分な体制の確保が必要であることから、増員が図られ、現在では総務部長の下本局員14名、</p>		

2. 想定される業務内容(具体的に考えられるもの)		北陸信越運輸局
<p>現地対策本部での主な業務は、現地対策本部と国土交通省(北陸信越運輸局)との情報連絡等窓口として、それぞれから情報や対応状況を収集・把握し伝達することで情報の共有を図るとともに、被災都道府県等が行う災害応急対策への支援・協力に関する各種調整を実施することです。</p> <p>具体的に考えられる業務等は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地利着及び出動、退行等の報告(北陸信越運輸局、支局) ・現地災害対策会議の出席(その際都道府県内の鉄道、バス等最新運行状況を関係部等から入手しておくこと) ・現地会議の内容報告(会議終了後速やかに北陸信越運輸局、支局、その他へ) (可能であればモバイル/パソコンを使用) (会議記録様式、日報等に記載し記録) ・現地から依頼された内容の打ち返し ・各都道府県に派遣された場合、運輸局TEC-FORCE間の情報共有を行う ・現地と中央等とのTV会議を視聴し情報収集を行う ・都道府県災害対策本部会議の傍聴を行い情報収集を行う ・交代要員のための引継書を作成(ハンドブックを引き継ぎ) ・その他 		

TEC-FORCE ハンドブック

【リエゾン心得等の作成（九州運輸局）】

九州運輸局においては、派遣先への着任前、着任時、待機時、退庁時等に隊員が注意すべき事項等をまとめた「リエゾン心得」や、派遣先でのリエゾン活動のための具体的な業務内容、携行品チェックシート、機器の操作方法、リエゾン活動記録様式等をまとめたマニュアルを整備していた。

これは、現地災害対策本部への派遣等の災害支援業務を円滑かつ効率的に実施するための有効な取組であり評価できる。

資料3-1-4

<リエゾン心得>

H27.2作成

（着任前）
 ○V.4【リンク集】防災・危機管理業務V2. 防災危機管理マニュアル等V01リエゾン等活動マニュアルから必要なデータを印刷しておく。
 ○携行品チェック表で携行すべきものにもれがないか確認する。
 ○県庁の訪問先を本局総務課安防班/支局総務課に確認しておく。

（着任時）
 ○任務説明用資料を元に任務を説明する。
 ○県庁担当者（在庁中の待機場所、定時的な情報（例：対策本部会議の開催）・随時的な情報（例：防疫措置の進捗状況）の入手のタイミングや場所、県庁内での行動に関する注意事項（特に入退庁時のチェック等）などを確認する。
 ○通信機器の充電等のために電源を利用する必要がある場合はあらかじめ了解をとっておく。

（待機中）
 ○既に着任済みの他機関のリエゾンに挨拶する。
 ○整備局にリエゾンに、リエゾン情報をメール送信する際に本局総務課安防班/支局総務課のPCアドレスにも情報を入れてもらうようお願いする。また、必ず連絡先を交換しておく。（不在時の連絡体制維持のため）
 ○本局総務課安防班/支局総務課に、着任した旨連絡する。
 ○タブレットを携行していれば、県庁HPやニュース等からも情報収集を行う。
 ○情報伝達のために、携行している通信機器からのメール送信のために必要な準備を進めておく。（メールアドレスの登録、メール文書のひな形の作成等）

（退庁時）
 ○整備局のリエゾンに、不在時に何かあった場合の連絡をお願いする。
 ○携行品チェック表を用い、携行品の紛失や忘れ物がないよう確認する。
 ○県庁担当者（挨拶し、連絡先を交換しておく。（不在時の連絡体制維持のため）

（県庁在庁時の注意事項）
 ○他機関のリエゾンと良好なコミュニケーションを確保すること。
 ○不必要に入退室を繰り返したり、県庁内を徘徊したり、他の執務室を除いたりしないこと。移動の必要がある場合は機敏に行動すること。
 ○待機中、遊んでいるととられないよう、行動はもちろん姿勢等にも気を配ること。
 ○携行している通信機器には注意を払い、本局総務課安防班/支局総務課からの連絡に対し速やかに応じられるようにしておくこと。
 ○タブレットを携行していなくても、携行している通信機器の機能を理解し、柔軟に情報伝達を試みること。（資料を撮影して写真データをメールに添付、資料をそのまま文字で平打ちしてメール送信など）
 ○携行している通信機器や連絡先リストの取扱いには十分注意を払い、紛失による連絡先データの流出や、機器の故障や充電切れによる通信の途絶などが起こらないよう心がけること。

リエゾン心得

【リエゾン携行品チェックシート】

分類	携行品	チェック	備考
1. 通信機器	官用携帯電話	<input type="checkbox"/>	充電器具の使用に際しては必ず県庁担当者の了解を取ることを。 タブレット操作マニュアルのチェックシートを参照のこと。
	充電器具	<input type="checkbox"/>	
	個人使用の携帯電話やスマホ	<input type="checkbox"/>	
	充電器具	<input type="checkbox"/>	
	防災用タブレット端末（※貸与を受けている場合のみ）		タブレット操作マニュアルのチェックシートを参照のこと。
2. 身分証明書	名刺	<input type="checkbox"/>	県庁の訪問部署： 担当者名： 電話番号：
	身分証明書	<input type="checkbox"/>	
3. 服装	防災服（上衣 / スポン）	<input type="checkbox"/>	可能な限り「国土交通省」のロゴがあるものを着用のこと。
	防寒服（上着）	<input type="checkbox"/>	
	「九州運輸局」の胸章（※防寒着を着用していてロゴが見えないときなど）	<input type="checkbox"/>	
	安全靴	<input type="checkbox"/>	
4. データ・マニュアル等	任務説明用資料	<input type="checkbox"/>	次の格納場所にある最新データのうち必要なものを印刷して携行すること。 QV01総務部400部共有V5安全防災・危機管理V4リエゾン等活動マニュアル
	リエゾン心得	<input type="checkbox"/>	
	携行品チェック表	<input type="checkbox"/>	
	タブレット操作マニュアル（※防災用タブレット端末の貸与を受けている場合のみ）	<input type="checkbox"/>	
	緊急輸送協定書の写し（発災県にかかるもの）	<input type="checkbox"/>	
	緊急連絡連絡先等	<input type="checkbox"/>	
	指定地方公共機関（発災県にかかるもの、法律別）	<input type="checkbox"/>	
リエゾン対応マニュアル（時系列、携帯版）	<input type="checkbox"/>		
	各モードの対応状況を取りまとめた資料	<input type="checkbox"/>	本局総務課安防班から資料が提供されているとき。
5. その他	筆記具等	<input type="checkbox"/>	左に挙げのほか、激震対策などで食料品・飲料水、宿泊用の毛布、着替え・洗面用具などの持ち込みが必要になるケースもある。 81
	カメラ	<input type="checkbox"/>	
	現金（食事代、宿泊代、ガソリン代、その他派遣中に使用する金額）	<input type="checkbox"/>	

リエゾン携行品 チェックシート

(2) 災害支援の広報に関する取組

【観光風評被害に関する広報活動（九州運輸局）】

九州運輸局においては、平成29年7月九州北部豪雨の際に、災害の影響による観光風評被害が広がらないよう、ホームページにおいて、日本語及び外国語による情報提供を行った。

これは、正確な現地の情報を求める観光客のニーズに応える広報活動としての取組であり評価できる。

The screenshot displays the Kyushu Transport Bureau's website with a focus on disaster recovery information. On the left, a navigation menu includes '九州運輸局' (Kyushu Transport Bureau) and '九州豪雨災害に関する情報' (Information regarding the Kyushu heavy rain disaster). The main content area features a section titled '観光情報' (Tourism Information) with a red box highlighting the link '被災地PR多言語チラシ' (Disaster-stricken area PR multilingual flyer). Below this, there are sections for '運行(航)状況' (Operation/Flight Status) and 'お知らせ' (Notice). On the right, a '被災地PR多言語チラシ' (Disaster-stricken area PR multilingual flyer) is displayed, featuring messages in Japanese, English, Chinese, Thai, and Korean. The messages include '★元気！九州★' (★Healthy! Kyushu★), '★Revive! Kyushu!', '★活力！九州★' (★Vitality! Kyushu★), and '★힘찬! 규슈★' (★Energetic! Gyeosu★). A red arrow points from the highlighted link in the left menu to the flyer on the right.

災害時における観光に関する情報提供

平成29年度定期監察報告書(概要)

平成30年3月

国土交通省大臣官房監察官室

平成29年度定期監察の監察事項、対象機関及び実施方法

◆ 監察事項

- ① 女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組
- ② コンプライアンスの徹底に関する取組
- ③ 災害応急対策の実施体制に関する取組

◆ 対象機関

国土技術政策総合研究所
地方整備局(北陸、近畿、四国、九州)、北海道開発局
地方運輸局(北陸信越、中部、近畿、九州) ※ 計10機関

(参考)平成28年度
地方整備局(東北、関東、中部、中国)
国土地理院
地方運輸局(北海道、東北、関東、中国、四国)
沖縄総合事務局開発建設部 ※ 計11機関

◆ 実施方法

- 監察対象機関である本局、事務所等に対し、事前に調査票を送付し、回答及び関係資料を受領
- 監察対象機関において、担当者に対するヒアリング及び現地の取組状況(機密情報管理等)の確認をするとともに、局長、事務所長等の幹部職員に対するヒアリングを実施
- 監察終了後、局長、副局長等の幹部職員に対し、監察結果を講評

◆ 平成29年度定期監察スケジュール

平成29年4月	平成29年度監察基本計画決定(国土交通大臣決定)
平成29年7月～12月	現地監察
平成30年3月	報告書とりまとめ、報告書公表
平成30年6月	対象機関より措置状況報告

◆ 監察のポイント

- 「女性職員活躍とワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画」に基づく地整等の取組の状況を確認するため当該事項を設定した。
- 監察に当たっては、取組計画において数値目標が設定された項目（超過勤務の縮減、休暇取得の促進、男性職員の出産・育児休暇取得、女性職員の採用・登用）を中心に本省で監察項目を設定し、これに基づき監察を行い、各地整等の取組状況を把握するとともに「各項目毎の目標値との対比」について整理した。
- 目標値の達成に向けて一層の取組が必要な項目もみられたところ、地整等においては、数値目標の達成状況の把握とともに、他機関が行った取組のベストプラクティスを共有する等により、今後とも継続した取組が望まれる。

国土交通省取組計画における数値目標について今年度監察対象地整等の状況

取組計画上の項目と目標値		全監察対象の 平均(10機関)	地方整備局等 (6機関)	地方運輸局 (4機関)	備考
1. 超過勤務縮減	平成32年度までに週20時間超の職員割合 0% (枠内は一人あたり月平均超過勤務時間(平成28年度))	19時間	24時間	11時間	職員1人あたり月平均の超過勤務時間(平成28年度)
2. 休暇取得促進	平成32年までに 15日	12日	13日	12日	職員1人あたりの年間取得日数(平成28年度)
3-1 男性職員の育児休業取得率	平成32年までに 13%以上	3.5%	2.2%	5.5%	取得者数/取得対象者数(平成28年)
3-2 男性職員の育児・出産休暇取得日数	平成32年までに合計 5日以上	2.2日	2.0日	2.2日	取得休暇日数の合計/取得対象者数(平成28年)
4. 女性の採用拡大	毎年度 30%以上	29.5%	35.1%	21.0%	平成29年度
5. 女性登用 (地方機関課長・本省課長補佐相当職)	平成32年度末までに 5.4%以上	1.6%	1.4%	1.9%	平成29年7月1日現在、5G及び6G職員を集計

監察事項①: 女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組

(1) 働き方改革(業務改善、超過勤務縮減、休暇取得促進、働く場所の柔軟化等)に関する取組

提示意見

✓ 業務改善の更なる推進

他機関の好事例を参考として業務改善の推進に努めること。(会議の効率性の向上、資料作成の省力化、ペーパーレス化の推進、多様なテレビ会議の実施等)

推奨事例

➤ ペーパーレス化による情報漏洩の防止

ペーパーレス化の推進、情報漏洩防止及び経費節減の観点から、特に入札・契約手続運営委員会関係の資料について、従来の紙による説明から電子機器を利用した説明に替えていた。
(九州地方整備局)



➤ タブレットPCの活用

ペーパーレス化及び簡易なテレビ会議が可能となるよう、タブレットPCの導入を積極的に行っていた。

(近畿地方整備局)



提示意見

✓ 超過勤務縮減

所属長は、部下職員の業務遂行状況を常に把握するとともに、特定の職員に業務負荷がかからないよう、必要に応じて業務量の平準化を図るよう努めること。

推奨事例

➤ 定時退庁日の工夫

「健康と家庭の日」が効果的に実施できるよう、当日においては、放送施設の活用及び管理職員の指導のほか、電子掲示板を活用し、始業時から終日まで職員への周知を行っていた。

(北陸信越運輸局)



監察事項①：女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組

(2) 育児・介護等と両立して活躍できるための改革に関する取組

提示意見

✓ 男性職員の出産・育児休暇取得の促進

男性職員が育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成を図るため、職員本人をはじめ、幹部職員・管理職員を中心に、更なる意識の啓発に取り組むこと。

推奨事例

➤ 外部講師を招いたWLB講演会の開催

外部講師を招き受講対象に効果的な内容の講習会を開催し、配布資料は全職員が閲覧できるようイントラネットに掲示していた。

(近畿地方整備局 (港湾空港関係))



(3) 女性の活躍推進に関する取組

提示意見

✓ 女性の採用拡大の取組

技術系女性職員の採用数を増やすため、関係府省と連携して理工系大学を志す女性を増やす取組を強化するなど、きめ細やかな広報活動の実施に努めること。

推奨事例

➤ 女性技官採用の工夫

工業高校や専門学校、理工系大学等に実際に足を運び、国土交通省・運輸局の仕事のやりがいを伝えるとともに、育児休業取得率100%など女性が活躍できる職場であることを積極的にアピールした結果、九州運輸局初の女性自動車技官を採用していた。

(九州運輸局)



提示意見

✓ 女性の登用目標の達成に向けた取組

- ・女性職員三割採用世代の育成方針の策定を開始すること。
- ・キャリアパスモデルの提示による女性職員のキャリア形成支援、悩みや心配事の相談ができる体制を作ること。

推奨事例

➤ キャリア形成支援等の工夫

研修効果を受講者一人にとどめることなく、他の女性職員にも広く還元するため、国土交通大学校「女性職員キャリアアップ研修」に参加した女性職員による報告・意見交換会を近接する二事務所合同で開催し、両事務所の女性職員全員が参加していた。

(四国地方整備局)



監察事項②:コンプライアンスの徹底に関する取組

◆ 監察のポイント

- H28年度に発生した中部地整事案を踏まえ、今年度から「コンプライアンスの徹底に関する取組」を設定した。
- 特に、地方整備局等の監察に当たっては、本省で監察項目とチェックリストを設定し、これに基づき監察を行ったうえで、各地方整備局等が他の地整等の取組状況を把握できるように、一覧表にて横並びで整理した。
- 各監察対象機関において、研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組、事業者・OBとの接触・対応に関する取組、機密情報管理の徹底に関する取組、許認可事務に関する取組等に関して積極的に取り組んでいたが、内容が十分とは言い難い取組が少なからずみられた。引き続き、取組の改善に努めつつ、継続的に取り組むことが望まれる。

<入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組:地方整備局等>

(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組

取組状況

- 北陸地方整備局及び北海道開発局においては、談合等に関与した場合の厳正な処分等、重点的に伝えるべき事項について、全職員を対象とする研修等の資料に盛り込んでいた。引き続き、取り組むことが必要な状況であった。
- 北陸地方整備局及び北海道開発局においては、全職員が年1回は入札契約事務に係るコンプライアンス研修等を受講することを目標に設定し、全職員の研修等の受講状況を把握していたが、未受講者へのフォローアップを行い、全職員に年1回は研修等を受講させるまでには至っていなかった。

提示意見

- (事務所等、本局)
- ✓ 入札契約事務に係るコンプライアンス研修等の実施に際し、以下の事項を重点的に伝えること。
 - ・入札談合等に関与した場合、厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
 - ・自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等に巻き込まれることがあり得ること
 - ・過去の不祥事案及びその具体的な要因・背景
 - ✓ 研修等の実施にあたっては、以下の点に留意し、受講の徹底を図ること。
 - ・全職員に年1回以上、研修等を受講させることについて目標を設定すること
 - ・全職員の受講状況を把握すること
 - ・未受講者に受講させるための具体的な取組を行うこと

監察事項②:コンプライアンスの徹底に関する取組

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

取組状況

- 全ての監察対象機関において、事業者等との応接に際しては、原則として執務室外のオープンな場所において複数の職員により対応等していた。
- 全ての監察対象機関において、積算業務等を担当する課室の執務室において、常時、掲示により周知し、事業者等の自由な出入りを制限していた。
- 引き続き、取り組むことが必要な状況であった。

提示意見

- (事務所等、本局)
- ✓ 発注担当職員は、事業者・OBとの応接に当たって、執務室の外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応するなど、発注者綱紀保持規程に定められた事業者等との応接方法の徹底を図ること。
 - ✓ 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室においては、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の自由な出入りを制限すること。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

取組状況

- 北海道開発局札幌開発建設部においては、情報を取り扱う者は異なっていたものの、同じ課室で積算業務と技術評価業務の両方の情報を取り扱っており、今後さらなる改善が望まれる状況であった。
- 一部の監察対象機関においては、「情報管理整理役職表」を適切に更新しておらず、また、「情報管理責任者」が、「情報管理整理役職表」によれば取り扱えないはずの情報についても点検を実施したと報告しており、適切な点検とは言い難い状況であった。
- 殆どの監察対象機関においては、発注事務に関する書類等及びデータについて、適切な管理を行っていた。

提示意見

- (事務所等、本局)
- ✓ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保すること。
 - ✓ 「情報管理整理役職表」については、適切に更新し、「情報管理責任者」による毎年度の点検を適切に行うこと。また、「情報管理責任者」が管理すべき情報の種類（予定価格、技術評価点等）及び媒体（文書、データ）並びに点検結果（適・否・対象外）を明示した点検表により点検すること。
 - ✓ 発注事務に関する書類等について、文書化したものは「情報管理責任者」として記載されている者が施錠箇所にて管理し、データについては「情報管理責任者」が指定するサーバー内で管理すること。

監察事項②:コンプライアンスの徹底に関する取組

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

取組状況

- 全ての監察対象機関において、事務所ごとの応札状況の情報公開をしており、また、入札参加者数・落札率等に着眼して平素から応札・落札状況をみていた。
- 四国地方整備局及び九州地方整備局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、各地方整備局において事務処理手続を定めた規定とその運用に乖離があった。
- 一部の地方整備局からは、現在の規定通りに運用することは事務処理能力上難しいとの意見があった。

提示意見

(事務所等、本局)

- ✓ 本局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、地方整備局等の実情に応じた規定を整備するとともに、本局及び事務所等においては、その規定を適切に運用すること。
- 本省においては、規定の整備や運用にあたり、必要な指導、助言を行うこと。

(5) 提示意見に対する取組状況についての地方整備局等による監査の実施について

取組状況

- 内容が十分とは言い難い取組が少なからずみられたため、全事務所等において、入札契約事務に係るコンプライアンスに関する取組についてより一層の徹底を図っていく必要がある状況であった。

提示意見

(本局)

- ✓ 本局においては、管内の全ての事務所等に対し、提示意見に対する取組状況について監査（2年または3年で一巡）を行い、実態についての的確に把握し、適切な取組がされていない場合には指導、助言のうえ、改善させること。

※来年度以降は、全事務所等における入札契約事務に係るコンプライアンスのさらなる徹底を図るため、各地方整備局等と連携し、取組状況のフォローアップを行っていく。

監察事項②:コンプライアンスの徹底に関する取組

＜許認可事務等に係るコンプライアンスの徹底に関する取組:地方運輸局＞

(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組

取組状況

- 全ての監察対象機関においては、新任職員研修、初任係長研修など節目の研修を活用し、コンプライアンス研修を実施していた。
- 全ての監察対象機関においては、職員一人ひとりにコンプライアンス意識が浸透するよう内容の工夫をしていた。
- コンプライアンス意識の高揚については、終わりが無いもので、引き続き続けていくことが必要。

提示意見

- ✓ コンプライアンス違反が職員本人のみならず組織にも重大な影響を与えるとの認識の徹底を図る観点から、定期的に継続的に研修が行われるようルール化すること。
- ✓ 過去に生じた不祥事案について具体的に扱うことで、コンプライアンス違反が職員にとって身近な問題として起こりうると認識させるよう工夫すること。

(2) 事業者・OB等との接触・対応に関する取組(発注者綱紀保持規程の遵守)

取組状況

- 全ての監察対象機関においては、発注者綱紀保持規程、公益通報制度の周知は行われていた。
- 内部での不正が発生した際に組織として早期に問題を把握し是正していくためにも、また、職員にコンプライアンス意識を持って業務にあたる必要性を認識させるためにも、発注者綱紀保持規程、公益通報制度を継続的に職員に対して周知することが必要。

提示意見

- ✓ 発注者綱紀保持規程に定める発注に際しての事業者・OB等との接触・対応についてのルールや、公益通報・相談に関するルール及び担当窓口を職員に分かりやすい形で整理し、周知徹底を図ること。

(3) 許認可事務に関する取組等

取組状況

- 全ての監察対象機関において、標準処理期間及び審査基準をホームページで公表し、透明性確保に努めていた。
- 許認可件数が多い分野を中心に執行漏れを防ぐため複数の職員によるチェック、本局・支局間での情報共有、事案処理簿の作成などを行っていた。
- 許認可事務を適正に行うには、幹部によるコンプライアンス意識の高揚とヒューマンエラーが発生しないような更なる工夫が必要。

提示意見

- ✓ 意図的なコンプライアンス違反が起こることがないように、幹部職員が日頃から職員管理・業務管理と職員への意識付けが大切だと認識をもち、職員が自信と誇りをもって職務を行う環境づくりに取り組むこと。
- ✓ 業務が遺漏なく適切に行えるよう本局・支局間で情報共有を図る、複数職員によるチェック体制を整えるなどヒューマンエラー防止に向けた取組を行うこと。

(4) 適切な職務執行の実施に向けて必要となる取組

取組状況

- 中部運輸局で、自動車ディーラーの団体職員が執務室内に立ち入り、自動車登録のための書類を整理していた。
- その後、中部運輸局は個人情報保護意識の再確認を図るなど再発防止対策をまとめ取組を行っている。

提示意見

- ✓ 自動車の検査登録業務の執務室エリアに職員以外の者が立ち入ることは情報漏洩の危険が高まることから、昨年11月に本省自動車局から出された通達に従い適切な対応を行うこと。

監察事項③:災害応急対策の実施体制に関する取組

◆ 監察のポイント

- ▶ 「災害応急対策の実施体制に関する取組」については、TEC-FORCEに対する社会的な期待が高まる中で、職務環境の整備（ロジ等）等が適切に実施されているかについて、H28年度から今年度にかけて全ての地方整備局等において**監察を実施**した。
- ▶ 各監察対象機関においては、職務環境の整備については**必要なマニュアルの作成やそれを踏まえた取組を適切に実施**しているとともに、派遣者調整、効果的な広報、ノウハウの継承等に関する取組について、これまでの**大規模災害等への派遣を通じ様々な工夫や改善**を行っていることを確認した。
- ▶ 今後とも、継続的に取り組むことが望まれる事項等について意見を提示するとともに、**他の地方整備局等にとって参考となる取組の工夫等について推奨事例として紹介**した。

(1) 災害支援業務における職務環境の整備に関する取組

提示意見

- ✓ 「TEC-FORCE活動標準マニュアル」等の不断の見直しを行うとともに、派遣中の職務環境の整備に関するロジ関係の具体的な事項、業務内容について当該マニュアル等の不断の見直しを行うこと。

- ✓ TEC-FORCE隊員の健康安全管理について、平成29年6月に国土交通省職員健康安全管理規則が改正されたこと等を踏まえ、派遣職員の健康安全管理の徹底に努めること。

推奨事例

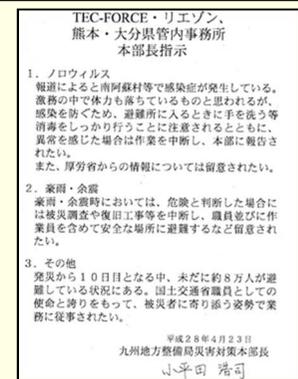
- ▶ 派遣先への着任前、着任時、待機時、退庁時等に隊員が注意すべき事項をまとめた「リエゾン心得」や、派遣先でのリエゾン活動のための具体的な業務内容等をまとめたマニュアルを整備していた。

(九州運輸局)



- ▶ 平成28年熊本地震において、災害対策本部長（九州地方整備局長）から安全管理に関する「本部長指示」と「緊急調査時の留意点」を発出し、他の地方整備局等からのTEC-FORCE隊員の安全確保の徹底を図っていた。

(九州地方整備局)



監察事項③:災害応急対策の実施体制に関する取組

(1) 災害支援業務における職務環境の整備に関する取組

提示意見

- ✓ TEC-FORCE等の受入れを想定し、引き続き、TEC-FORCE隊員の総合司令部等での業務に必要なOA機器等の環境整備等、必要な準備をしておくことが望ましい。

推奨事例

- TEC-FORCE等の受入れを想定し、TEC-FORCE等の派遣を要請した際に、派遣隊が円滑に活動環境を整えられるよう、TEC-FORCE隊員のTEC-FORCE総合司令部での業務に必要なOA機器等（LANに接続されたPC、複合機、多重無線等）を準備していた。
(北海道開発局、四国地方整備局)



- TEC-FORCE等の受入れを想定し、平成22年に「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等受援マニュアル」を策定し、受援時の具体的な事項を整理していた。
(四国地方整備局)



(2) TEC-FORCE派遣における派遣者調整等に関する取組

提示意見

- ✓ TEC-FORCE等の派遣にあたっては、引き続き、ロジ・広報を担当する班あるいは担当要員を適切に配置すること。

推奨事例

- TEC-FORCE派遣にあたり、原則、現地での災害支援活動等の記録・広報を専門とする災害記録班等を独立して派遣しており、効果的な広報活動を行っていた。
(近畿地方整備局、九州地方整備局)



監察事項③:災害応急対策の実施体制に関する取組

(3) 災害支援の広報に関する取組

提示意見

- ✓ 効果的な広報が行えるよう、「TEC-FORCE広報マニュアル」を有効に活用し、人材育成等を行うことが望ましい。



推奨事例

- 災害対応時の広報用写真の撮影手法等を職員に習得させるため、新聞記者等による、災害時を意識した伝わる写真の撮り方等に関する講習会を毎年開催していた。
(北海道開発局、九州地方整備局、国土技術政策総合研究所)



- 平成29年7月九州北部豪雨の際に、災害の影響による観光風評被害が広がらないよう、ホームページにおいて、日本語及び外国語による情報提供を行っていた。
(九州運輸局)



(4) TEC-FORCEに関するノウハウの継承に関する取組

提示意見

- ✓ 今後とも、TEC-FORCEに関するノウハウを継承するため、活動報告会の実施や「TEC-FORCEノウハウ集」等の充実と一層の活用を図ることが望ましい。



推奨事例

- TEC-FORCEに関するノウハウを継承するため、TEC-FORCE隊員等の帰還後、活動報告会を実施していた。
- また、広報の観点から報道機関へ公開する形で実施し、記事として取り上げられ、TEC-FORCEの認知度の向上にも繋がっていた。
(北海道開発局、北陸地方整備局、近畿地方整備局)



※この他、「TEC-FORCE派遣に伴う予算措置」と「地方整備局等と地方運輸局を含む関係機関における災害時の情報共有を図る仕組みの構築」について意見を提示している

平成29年度監察基本計画

1. 監察の目的

監察は、事務の合理的運営、官紀の保持、優良な団体又は職員の推賞及び不正行為の防止に関し、所管行政の改善向上に資することを目的として行っているところであるが、平成29年度においては、昨今の所管行政を取り巻く状況にかんがみ、以下の観点に立って、定期監察及び特別監察を実施するものとする。

(1) 定期監察

定期監察は、監察の目的を踏まえ、関係部局等に共通の重要課題について実施するものとし、平成29年度においては、以下の取組について実施する。

1) 女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組

国家公務員については、全府省の事務次官級で構成する「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」において、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍推進のための改革」という3つの改革を柱とした「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針(平成26年10月17日)」が決定された。国土交通省は、同指針を踏まえ、省を挙げた取組を強力かつ継続的に推進するため、「女性職員活躍とワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画(平成27年1月29日)」を策定し、これに基づいて総合的かつ計画的な取組を進めている。

この取組をより強力かつ継続的に推進するためには、女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組状況を確認した上、不十分な事例があれば直ちに改善し、優良な事例があれば組織全体で速やかに共有することが重要である。

以上から、女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組について、監察を実施する。

2) コンプライアンスの徹底に関する取組

コンプライアンスの徹底に関する取組については、不祥事が発生する度、組織全体で累次、強化するなどして再発防止に向けて推進していたところであるが、今般、中部地方整備局の発注工事に関し、複数の職員が機密情報を漏えいするなどして収賄等の容疑で逮捕・起訴され、国土交通省に対する国民の信頼は再び大きく損なわれる結果となった。

このような状況下で国民の信頼を回復するためには、その前提として、中部地方整備局を含めた組織全体において、コンプライアンス意識の高揚が十分に図られ、機密情報管理が徹底されているかなどのコ

ンプライアンスの徹底状況について、特別監察における監察項目等を参照しつつ、改めて検証することが必要不可欠である。

以上から、コンプライアンスの徹底に関する取組について、監察を実施する。

3) 災害応急対策の実施体制に関する取組

国土交通省では、災害発生時の対応に関し、災害対策基本法に基づき、防災に関してとるべき措置等を定めた「国土交通省防災業務計画」を作成し、様々な災害に対する予防、応急対策、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に定め、常日頃から、災害への対応体制の整備等、必要な措置を講じている。特に、平成20年4月には「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」が創設され、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等に対して円滑かつ迅速に災害対応の支援を実施しており、今日（平成28年10月24日時点）まで、東日本大震災をはじめ64の災害に対し、延べ5万人・日を超える派遣隊員による被災地支援を実施してきているなど、地方支分部局等に期待される役割はますます大きくなってきている。

このような中、災害発生時に円滑かつ的確に災害対応を実施するためには、事前準備や後方支援体制の整備等が重要となる。

以上から、災害応急対策の実施体制に関する取組について、監察を実施する。

(2) 特別監察

特別監察は、所管行政に関する事務について、合理的運営の改善方針に重点を置き、本計画に従い、又は、大臣の指示に基づき、状況に応じて機動的に実施するものとし、平成29年度においては、前年度に引き続き、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するため、必要に応じて実施する。

2. 監察事項、対象機関及び実施期間

(1) 監察事項

1) 定期監察

- 女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組
- コンプライアンスの徹底に関する取組
- 災害応急対策の実施体制に関する取組

2) 特別監察

- 入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必

要な事項

(2) 対象機関

1) 定期監察

北陸、近畿、四国及び九州の各地方整備局
北海道開発局
北陸信越、中部、近畿及び九州の各地方運輸局
国土技術政策総合研究所

2) 特別監察

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために特別監察を実施する必要がある機関

(3) 実施期間

1) 定期監察

第1～3四半期

2) 特別監察

年度内において随時実施

3. その他

本基本計画策定後、所管行政の改善向上に資するため、所要の監察を行う必要が生じたときは、適宜、上記監察事項以外の事項や上記対象機関以外の機関について、監察を実施するものとする。

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」(平成25年3月)を踏まえた再発防止策の実効性の検証を行う観点で特別監察を実施した場合は、その実施状況について、公正入札調査会議に報告するものとする。

以上

女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画（抜粋）

(H29.05.17改正)

Ⅱ. 職員の仕事と生活の調和（WLB）の推進のための二つの改革

1. 働き方改革

(2) 職場における仕事改革

(2) - 1 業務マネジメントの改革

WLBを実現するためには、職員の適正な業務量に配慮することが必要です。一方で、限られた人的資源の中で質の高い政策を遂行するためには、より生産的な業務に従事する時間を作り出すことが求められます。

このため、各々の職員が担当している業務の優先順位を定め、メリハリを付けて業務に取り組む必要があります。時間をかけて取り組むべき重要な業務の明確化、それ以外の業務の廃止、縮小、統合、実施時期の見直しなどの業務の整理、業務分担・体制の見直し（以下「業務プロセスの改善」という。）を行います。あわせて、業務の効率化を行います。

①業務プロセスの改善

ア 重要テーマの選定

本省局長、外局長、地方機関の長等は、今後1年程度の期間を見据え、時間をかけて取り組むべき重要テーマを選定します。重要テーマに関する業務について、担当する職員が十分な時間をかけて取り組むことができるよう、下記イにおいて、業務の整理と業務分担の明確化を行います。

②業務効率化の工夫

ア 資料作成業務の効率化

職員の日々の業務では、資料の作成や修正に多くの時間を要していることから、上司から部下への資料作成指示については、「国土交通省管理職員の業務改善十原則」（平成25年6月20日国土交通省業務改善推進本部決定）を踏まえ、以下のルールを徹底します。

- A 資料作成に当たり、手戻りや無駄な作業を生じさせないため、局長等の幹部職員や部下職員との間で事前に十分に意思疎通を行い、問題意識、方向性、アウトプットのイメージ等を明確にし、共有します。
- B 作業の途中段階であっても、部下職員が気軽に上司と相談することを推奨します。
- C 資料修正は具体的に指示し、指示の回数も3回までを目安とします。
- D 必要以上に参考資料の添付や資料の美化を求めません。特に、内部検討用資料は体裁に凝りすぎません。文字を詰め込み過ぎないことにより資料が分かりやすくなることも踏まえて、資料の簡素化に努めます。

また、本省・地方機関等の間でも、以下の事項について、作業依頼前に必要性を再考することを徹底し、資料作成の依頼を抑制します。

- A 既存資料の活用により用を足すことができないか。
- B 調査の重要度、調査等の内容、精度等がその使用目的に照らして適正か。
- C 提出期限の設定が合理的か。

イ 窓口業務の改善

各部署において他の部署との連絡や部署内のとりまとめ等を行う窓口業務は、多くの職員の業務に影響を与えます。このため、窓口業務の担当者は、特に以下の点に留意して作業発注やメール送信を行うよう徹底します。

- A 作業内容を精査し、依頼先の部署の作業とは関係のない情報を削減する、添付ファイルの内容をメール本文に簡潔に記載する、複数の添付ファイルをまとめてPDF化するなど依頼先の負担を軽減する工夫を行います。
- B メール宛先は可能な限り限定します。宛先が絞り込めない場合でも、To と Cc を適切に使い分ける、特に関係の深い宛先を特出しして明記するなど、メール受信者が依頼内容の軽重を判断できるように工夫します。

窓口業務担当者の上司は、担当者による業務効率化の工夫が適切に行われているかをチェックし、必要に応じて指導します。

窓口業務や電子メールによる作業依頼の留意点は、「窓口（とりまとめ）担当者 作業発注マニュアル」（平成25年6月10日業務改善プロジェクトチーム事務局）や「電子メールに関する標準ガイドライン」（平成24年12月18日業務改善プロジェクトチーム）にまとめられており、これらのマニュアル等を様々な機会を捉えて繰り返し周知徹底します。

ウ 外出先等でのメール確認による業務の効率化

セキュリティに配慮しつつ、外出先等でも職場のメールの閲覧・送信が可能となる仕組みを導入し、多様な業務形態を可能とし、業務の効率化を図ります。

エ 資料の共有化

職員の休暇取得等を促進するためには、業務の属人化を防ぎ、不在中でも他の職員が対応できるように資料を共有化しておくことが重要です。毎年11月の国土交通省文書整理月間等の機会を通じて、紙の資料は共用のファイルで保存し、電子ファイルは、「国土交通省における課室共有ドライブの整理方法に係る指針について」（平成27年3月大臣官房総務課）に従って、誰もが検索しやすいフォルダ名、ファイル名を付与して共有ドライブに保存することを徹底します。また、保存スペースの確保など、資料を共有・検索しやすい環境の整備に努めます。

オ 会議の効率化

部内の会議、打ち合わせ等に際しては、業務プロセスの改善により不要な会議の廃止、類似の会議の統合等を行い、真に必要な会議に限定した上で、「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成28年5月20日閣議決定）に基づき、会議のペーパーレス化に取り組むほか、「会議効率化ガイドライン」（平成24年12月18日業務改善プロジェクトチーム）に従って開催・運営を行い、以下の点を原則とすることを徹底します。

- A 会議の目的（意思決定、ブレインストーミング、指示伝達等）と開始時間・終了時間をあらかじめ設定し、開催通知で周知する。
- B 配布資料は、できる限り事前に参加者に送付し、参加者はあらかじめ資料に目を通すようにする。

- C 配布資料のペーパーレス化の可能性を検討する。
- D 開始時間・終了時間を厳守する。
- E 終了前に、必ずまとめを行う。

(2) - 2 勤務時間マネジメントの改革

部局ごとの超過勤務や各種休暇の取得状況など、職員の勤務状況を事務次官、大臣官房長、局長等が直接把握した上で、徹底した削減、取得促進に向け努力します。

①超過勤務の縮減

超過勤務の縮減のため、「超過勤務の縮減に向けた当面の取組について」(平成22年5月12日大臣官房長通知)において設定した月60時間の目標時間、週20時間の上限目安時間を念頭に、適正な勤務時間管理の徹底、業務の簡素・合理化を進めていきます。

※超過勤務が週20時間を超えた職員の割合(平成28年) 本省 10.8%

②休暇の取得促進

日頃から各職場においてコミュニケーションを図り、休暇の取得しやすい環境づくりに努めます。

イ 年次休暇の取得日数の目標

このような取組を通じて、休暇の取得の少ない職員の取得を促進し、年間20日の年次休暇のうち、職員1人当たりの年次休暇の取得日数を、平成32年までに15日(本省及び観光庁は12日)にすることを目標とします。

※年次休暇取得日数(平成28年)

国土交通省 13.6日(うち本省 11.0日)

観光庁 12.3日、気象庁 14.6日

運輸安全委員会 14.4日、海上保安庁 13.8日

2. 育児・介護等と両立して活躍できるための改革

仕事と家庭の両立支援制度の導入は進んでいるものの、制度等を利用しながら職員がWLBを実現しつつ活躍していくに際しては、いまだに障害のある場合も多くなっています。そのため、国土交通省では、平成27年に導入した「すくすく育児帳」「いきいき介護帳」を活用し、育児等に係る状況(出産予定日、配偶者の状況、保育の状況等)や両立支援制度の利用についての意向を把握するとともに、身上書や面談を通して職員それぞれのライフイベントやそれに応じたキャリアプランに関する意向等を共有します。また、育児・介護を行うこととなった職員に対して、各部局の総務課人事担当者からテレワーク、フレックスタイム制、両立支援制度など、利用可能な制度を説明するほか、当該職員の上司は、人事評価の期首・期末面談の機会等に制度の利用を勧めるなど、制度を利用しやすい雰囲気醸成を図ります。さらに、「部下職員の育児参加促進のためのチェックシート」を課長補佐等に配布し、子供が生まれる部下職員の育児参加を促進します。

(1) 男性の家庭生活への関わりを推進

②育児休業、休暇等の取得の推進

ウ 育児休業の取得率、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得日数の目標

男性職員については、子どもが出生した際に、育児休業を取得した職員の割合を、平成32年までに13%以上とすることを目標とします。

女性職員については、現状の育児休業の取得割合を維持することを目標とします。

※育児休業の取得率（平成27年度）

男性職員 4.2%、女性職員 93.4%

また、男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇について、平成32年までに両休暇合計5日以上取得することを目指します。

※男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の合計取得日数（平成27年度）

平均 2.6日

(4) その他の次世代育成支援対策

③子どもたちの体験活動等の支援

夏休みの時期等に、子どもたちの霞ヶ関見学や施設見学等が行われています。各機関で、その業務の特性に応じてこのような取組を推進し、広く社会を知る体験活動の機会を提供します。

Ⅲ. 女性の活躍推進のための改革

1. 女性の採用の拡大

女性職員の採用については、国家公務員採用試験合格者及び国土交通省志望者に占める女性の割合に留意しつつ、試験の種類別及び事務、技術別の各区分において新規採用者に占める女性の割合を向上させるため、各年度において積極的かつ計画的に採用の拡大に努めることとします。具体的には、毎年度、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合及び国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合をそれぞれ30%以上とするよう努めます。

その際、国家公務員採用試験の女性申込者の拡大に向けた取組を進めます。

※各試験からの採用者に占める女性の割合（平成28年4月1日）

国家公務員採用試験 26.2%

国家公務員採用総合職試験 21.4%

2. 女性の登用目標達成に向けた計画的育成

女性職員の登用については、昇任・昇格前の在職者に占める女性職員の割合に留意しつつ、登用の拡大により役職者に占める女性の割合を向上させるため、各年度において積極的かつ計画的に登用の拡大及び人材プールの確実な形成に努めます。具体的には、平成32年度末（平成33年4月1日時点）までに、本省課室長相当職の女性職員割合を1.8%以上、地方機関課長・本省課長補佐相当職の女性職員割合を5.4%以上、本省係長相当職の女性職員割合を15.0%以上とするよう努めます。

※各役職段階に占める女性職員の割合（平成28年7月）

本省課室長相当職 1.2%

地方機関課長・本省課長補佐相当職 4.4%

本省係長相当職 12.5%

(1) 人事管理の見直し

③ 転勤の可否が登用に及ぼす影響の排除・縮小

男女共に、キャリアパスにおける転勤の在り方について検討を行います。その際、例えば、転勤を所属の管区内等で行うことや、出産・子育て期等の前後に転勤等をさせて必要な職務経験を積ませ、登用に向けた育成を行うなど、複線的な育成を行うことを検討します。

(2) 管理職員の意識改革

女性職員の登用の拡大に向けた管理職員向けの啓発活動として研修を実施するなど、管理職員の意識改革を図ります。特に、大臣、事務次官等から、管理職員等に対し、女性の登用を図る観点から、従来の意識や慣行の改革、女性職員のキャリア形成支援等意欲を向上させる取組の重要性についての明確なメッセージを毎年のWLB推進強化月間等の様々な機会に発出します。

3. 女性職員のキャリア形成支援、意欲向上

育児休業からの復帰後において育児しながらのキャリアアップが困難等との理由から、女性職員の意欲が低下し、管理職への登用を望まない場合があると指摘されていることから、女性職員のキャリア形成支援及び意欲の向上を図ります。